

第7章 私債権

第1 水道料金

1 債権の概要及び根拠法令

(1) 債権の内容

市が経営する水道事業の給水についての利用料金である。

(2) 根拠法令

宮崎市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）第22条第1項で料金の支払義務が定められ、同条例第23条及び第24条で料金の算定方法が定められている。また、宮崎市水道事業給水条例施行規程（以下「給水条例施行規程」という。）第15条で料金の納入期限が定められている。

【宮崎市水道事業給水条例】

第22条（料金の支払義務）

料金は、水道の使用者から徴収する。

第23条（料金）

料金は、1月につき、別表第1に定めるメーターの口径（契約を締結した場合において、各戸又は各箇所に設置するメーターの口径が20ミリメートル又は25ミリメートルであるときは、13ミリメートルとみなす。）又は用途の区分に従い、使用水量に応じた基本料金と従量料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第24条（料金の算定）

料金は、年度を6期（1期は2か月とする。）に分け、隔月の定例日にメーターの検針を行い、その使用水量により算定する。この場合において、使用水量は各月均等に使用したものとみなす。

別表第1（第23条関係）

水道料金表

料金区分		基本料金	従量料金			
			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
メーターの口径及び用途						
メーターの口径	13ミリメートル	900円	10立方メートルまでの部分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの部分	30立方メートルを超え100立方メートルまでの部分	100立方メートルを超える部分
	20ミリメートル	1,290円				

	メートル		方メートル	トルまでの	メートルまで	立方メート
	25 ミリメ ートル	1,780 円	につき 27 円	部分 1 立 方メートル	の部分 1 立方メート	ルにつき 210 円
	30 ミリメ ートル	2,210 円		につき 152 円	ルにつ き 181 円	
	40 ミリメ ートル	5,150 円	30 立方メー トルまでの	30 立方メー トルを超え	100 立方メ ートルを超	
	50 ミリメ ートル	9,230 円	部分 1 立 方メートル	100 立方メ ートルまで	える部 分 1 立方メー	
	75 ミリメ ートル	17,270 円	につき 152 円	の部分 1 立方メート	ルにつ き 210 円	
	100 ミリメ ートル	29,150 円		ルにつ き 181 円		
	125 ミリメ ートル	44,990 円				
	150 ミリメ ートル	64,070 円				
	200 ミリメ ートル	111,480 円				
用途	公衆浴場 用	7,300 円	100 立方メートルを超える部分 1 立方メートルにつ き 100 円			
	私設消火 栓		使用時間 10 分までごとに 2,000 円			

【宮崎市水道事業給水条例施行規程】

第 15 条（料金の納入期限）

料金の納入期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) 条例第 24 条第 1 項若しくは同条第 2 項又は第 28 条第 2 項に規定するもの 料金を算定した日の属する月の翌月（以下「徴収月」という。）の末日
- (2) 前条第 2 項に規定するもの 1 回目に徴収する分については、徴収月の末日、2 回目に徴収する分については、徴収月の翌月の末日

(3) 債権の種類

宮崎市は私債権として取り扱っている。

水道事業は地方公営企業法の適用を受けることから（地方公営企業法第 2 条第

1項第1号)、その利用料金である水道料金は公の施設の使用の対価であり、地方自治法第225条に規定されている「使用料」に該当するとも考えられる。しかしながら、平成15年10月10日の最高裁決定において、水道供給契約は私法上の契約であり、水道料金債権は私法上の債権であると解されると判断されており、私債権として取り扱うことに問題はない。

【最高裁平成15年10月10日第二小法廷決定】

水道供給事業者としての被控訴人の地位は、一般私企業のそれと特に異なるものではないから、控訴人と被控訴人との間の水道供給契約は私法上の契約であり、したがって、被控訴人が有する水道料金債権は私法上の金銭債権であると解される。また、水道供給契約によって供給される水は、民法173条1号所定の「生産者、卸売商人及び小売商人が売却したる産物及び商品」に含まれるものというべきであるから、結局、本件水道料金債権についての消滅時効期間は、民法173条所定の2年間と解すべきこととなる。

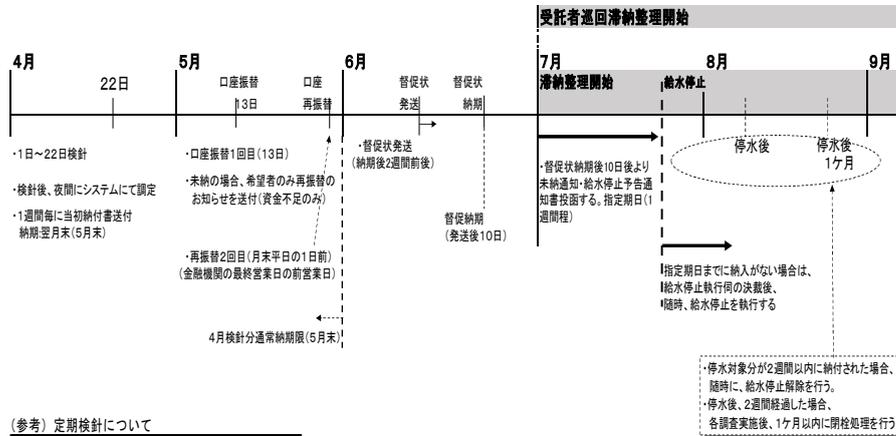
(4) 消滅時効期間 2年（民法第173条第1号）

(5) 債権発生から調定・収納の流れ

水道料金の債権発生から調定・収納の流れについては、次のとおりである。

宮崎市では、株式会社宮崎衛生公社に宮崎市上下水道局料金センター等業務を委託しており、委託業務の中に、検針業務、収納業務、滞納整理業務、水道料金のデータ処理に関する業務が含まれている。

**水道料金
収納・滞納整理業務フロー(4月検針の例)**



(参考) 定期検針について

奇数月	旧宮崎市(大淀川の北部) 旧田野町 旧佐土原町及び旧高岡町の概ね北部
偶数月	旧宮崎市(大淀川の南部) 旧清武町 旧佐土原町及び旧高岡町の概ね南部

※ 2ヶ月に1回実施(検針員27人)

(6) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成27年度ないし平成29年度の水道料金の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

(単位：円)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	6,732,304,195	699,542,562	7,153,441,253	699,340,864	7,780,915,089	784,518,171
(件数)	(1,170,519)	(—)	(1,191,080)	(—)	(1,235,388)	(—)
②収入額	6,071,884,767	653,580,959	6,404,734,802	654,691,211	7,023,436,068	742,363,212
(件数)	(1,051,030)	(—)	(1,053,738)	(—)	(1,105,092)	(—)
③不納欠損額	0	7,000,070	0	9,492,896	138,348	8,818,425
(件数)	(0)	(1,776)	(0)	(2,245)	(1)	(1,605)
④収入未済額	660,419,428	38,961,533	748,706,451	35,156,757	757,340,673	33,336,534
(件数)	(119,489)	(11,306)	(137,342)	(12,010)	(130,296)	(13,461)
⑤収納率 (②/①)	90.2%	—	89.5%	—	90.3%	—

(7) 所管課 上下水道局管理部料金課

(8) 給水停止

宮崎市水道事業給水条例第 33 条で給水停止の要件を定め、宮崎市水道事業給水停止事務取扱要綱（以下「給水停止要綱」という。）において給水停止処分の取扱い等について必要な事項を定めている。

平成 29 年度に給水停止を実施した件数は 3,659 件である。

【宮崎市水道事業給水条例】

第 33 条（給水の停止）

管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 第 20 条第 2 項の修繕費、第 23 条の料金を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 正当の理由がなく、第 24 条第 1 項のメーターの検針、又は第 32 条第 1 項の給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を發したにもかかわらずこれを改めないとき。

【宮崎市水道事業給水停止事務取扱要綱】

第 2 条（指定期限）

条例第 33 条第 1 号の指定期限は、次に掲げる期限とする。

- (1) 次条の規定による訪問により、納入催告した納入期限
- (2) 誓約書の提出があったときは、当該誓約書に定めた納入期限
- (3) 分割納付、又は納入期限延期の申し出があったときは、当該納入期限

第 3 条（納入指導）

督促状納付に対しても納入がなく、その納入期限までに納入しない者（以下対象者）という）に対して個別に訪問あるいは電話をして納入指導を行うものとする。

2 前項の納入指導は、複数回の訪問あるいは電話による催告を行うものとし、当該催告に対しても納入がない場合は、「未納通知・給水停止予告通知書」を手渡して更に、指定期日までの納入を催告するものとする。

3 前項の場合において不在の場合は、「未納通知・給水停止予告通知書」等は郵便受けに投函するなど対象者が入手しやすいようにする。

4 第 2 項の規定による「未納通知・給水停止予告通知書」等の納入指定期日は、訪問日から 7 日以内の日とする。

5 納入指導の経過内容（訪問日、対面の有無、約束内容、納入指定期日等）はすべて「交渉経過」に記録するものとする。

第5条（給水停止の執行）

給水停止は、以下の手順により行うものとする

- (1) 給水停止通知書を手渡し、又は郵便受け等に投函する。
- (2) 水道メーターの番号を確認し、止水栓を閉めて止水する。

第6条（給水停止の解除）

給水停止の解除（開栓）は次の各号のいずれかに該当した者に対して行う。

- (1) 給水停止にかかる滞納額を完納した者
- (2) 同上の滞納額の一部を納入し、残額について次回の納入日を確約した者

2 監査の視点及び手法

(1) 監査の視点

ア 本債権の管理回収に関する事務が関連法令（条例，規則，要綱等内部規範を含む）に従って執行されているか否につき、合法性及び合規性の観点から監査した。

イ 本債権の管理回収に関する事務が効率的な仕組みの下で執行され（効率性）、管理回収の効果を上げているか（有効性）という観点から監査した。

ウ 本債権の管理回収に関する事務が公平に執行されているか（公平性）という観点から監査した。

エ 強制徴収公債権である下水道使用料と一括で徴収しているため、債権の種類の違いに応じて、区別した取扱いがなされているかという観点から監査した。

(2) 監査の手法

担当者から債権管理事務の概要や流れについて説明を受け、関連資料の提供を受け、随時、担当者にヒアリングを行う等して調査した。

3 監査事項及び監査結果

(1) 水道料金の徴収・督促

ア 概要

水道料金は、給水条例第24条で、年度を6期（1期は2か月とする。）に分け、隔月定例日にメーターの検針を行って、その使用水量によって算定されると規定され、給水条例施行規程第15条第1号で、料金を算定した日の属する月の翌月の

末日を納入期限とすると規定されている。

また、納期限を過ぎて料金を納付しない者に対しては、給水条例第 31 条で、納期限後 20 日以内に督促状を発行しなければならないと規定され、督促手数料については、宮崎市税条例の例によると規定されている。宮崎市税条例第 22 条は、督促状を発した場合においては督促状 1 通について 100 円の督促手数料を徴収しなければならないと規定している。

イ 監査結果

料金を算定した日の属する月の翌月の末日を納入期限と定めた納入通知書が料金を算定した日の属する月内に発送され、口座振替による徴収は、料金を算定した日の翌月の 13 日になされ、そこで振替できなかった者につき、同月の金融機関の最終営業日の前営業日に再度の振替がなされている。下水道使用料との一括徴収であり、納入通知書には水道料金と下水道使用料の内訳が記載されている。

督促状は、納付書に「**督促**」と印字した書式を使用し、納期限後 2 週間前後で発送されている。督促状には、督促手数料として 100 円が課せられることが記載され、督促状発付の日から起算して 10 日後が期限として指定されている。

(2) 債権管理システム

下水道使用料とともにその債権管理事務を同一の業者に委託しており、下水道使用料と一括して使用料の徴収を行っている。上下水道料金管理システムを使用しており、収納情報等が一体的に管理されている。

同システムにおいては、使用者ごとにその収納・未納状況等（検針日、水量、水道料金、未納額、督促状発布や催告の有無）、滞納整理における交渉内容等（交渉種別、交渉日、交渉担当者、交渉時間、交渉場所、交渉方法）を一覧することができる仕組みとなっている。

(3) 滞納整理

督促納期の 10 日後より滞納整理を開始している。「上下水道料金滞納整理業務マニュアル」と題するマニュアルが作成されており、そのマニュアルに沿った滞納整理が行われている。

同マニュアルには、主に以下のようなことが定められている。

- ① 未納通知の作成
- ② 訪問による交渉を行う前に確認すべきこと

- ③ 訪問の方法
- ④ 訪問時に不在であった場合の対応
- ⑤ 訪問状況や交渉経過の記録の方法
- ⑥ 納付誓約書、調査同意書の徴集
- ⑦ 特別催告書の送付

(4) 給水停止

ア 概要

督促状送付に対しても納入がなく、その納入期限までに納入しない者に対しては、個別訪問あるいは電話をして納入指導を行う（給水停止要綱第3条第1項）。この納入指導は、複数回の訪問あるいは電話による催告を行うものとし、当該催告に対しても納入がない場合は、「未納通知・給水停止予告通知書」を手渡しして更に、指定期日までの納入を催告する（給水停止要綱第3条第2項）。「未納通知・給水停止予告通知書」の納入指定期日は、訪問日から7日以内の日とする（給水停止要綱第3条第4項）。そして、この納入指定期日までに水道料金を納入しないときは、給水を停止することができる（給水条例第33条第1号、給水停止要綱第2条第1号）。

給水停止は、給水停止通知書を手渡し、又は郵便受けに投函した後、水道メーターの番号を確認し、止水栓を閉める手順により行われる（給水停止要綱第5条）。

給水停止は、滞納額を完納した場合、もしくは、滞納額の一部を納入し、残額について次回の納入日を確認した場合に限り、給水停止が解除される（給水停止要綱第6条）。

イ 監査結果

1期以上の滞納があることを要件とする一括処理を月2回実施し、停水予告対象者一覧表を作成している。そして、1期以上滞納がある者全員に対し、「未納通知・給水停止予告通知書」を送付している。

給水停止要綱第6条第2号によれば、滞納額の一部を納入した者について給水停止の解除をするためには、次回の納入日を確認したことが必要であるとされているが、その確認がない場合にも給水停止を解除している案件が存在する。

(5) 不納欠損処理

債務者本人が死亡した場合、相続人の調査を行うことなく、また相続人の存在が明らかであっても相続人に請求することなく、「本人死亡」という理由で不納欠損処理が行われている。平成 29 年度に、「本人死亡」という理由による不納欠損処理が行われた件数は 125 件であり、総額は 263,031 円である。

4 指摘・意見

(1) 指 摘

【指摘 2 4】

次回の納入日を確約することなく滞納額の一部を納入した者についても給水停止の解除が行われている例があった。

給水停止要綱第 6 条第 2 号では、給水停止の解除をするためには、滞納額の一部の納入だけでは足りず、次回の納入日を確約したことまでが必要と規定されているのであるから、同条に従って、滞納額の一部しか納入しない者については、次回の納入日を確約した場合に限り、給水停止を解除すべきである。

(2) 意 見

【意見 4 8】

債務者本人が死亡した後の相続人調査において、戸籍情報の調査を実施していない。

債務者本人が死亡すると相続が開始し（民法第 882 条）、相続人が、相続開始の時から債務者本人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法第 896 条本文）から、相続人に本債権の支払義務が承継される。債務者本人が死亡したとしても、相続人全員が相続放棄をしない限り、債権の支払義務は消滅することはないのであるから、「本人死亡」という理由で不納欠損処理をするにあたっては、相続人調査として、住民基本台帳情報の調査だけではなく、戸籍情報の調査まで実施することが望ましい。

【意見 4 9】

口座振替による徴収につき、まず汚水量を認定した日の翌月の 13 日に振替がなされた後、そこで振替できなかった者については、「再振替のお知らせ」を

送付したうえで、再度、同月の金融機関の最終営業日の前営業日に振替がなされている。担当課によれば、金融機関の最終営業日の前営業日に振替日を設定している理由は、システム障害等で振替ができなかった場合に納期限内で対応できるようにするためである。そして、「再振替のお知らせ」には、金融機関の最終営業日の前営業日が再振替を実施する日として明記され、再振替できない場合は、督促状による請求となることが明記されている。

この運用の結果、口座振替による納入を選択している者は、事実上、納付書による納入を選択している者に比べて1日早い納入期限を設定されていることになり、納入方法の違いによる不公平が生じていると言える。

したがって、担当課が述べる理由について理解できるところではあるが、口座振替による徴収につき、再度の口座振替日を金融機関の最終営業日に変更し、納入方法の違いによる不公平を是正することが望ましい。

【意見50】

1期以上滞納がある者全員に対して「未納通知・給水停止予告通知書」を送付している。

しかし、給水停止要綱第3条第1項及び第2項は、「未納通知・給水停止予告通知書」について、督促状で定めた納入期限までに納入しない者に対し、複数回の訪問あるいは電話による催告を行い、それら催告に対しても納入がない場合に手渡すものと規定している。また、上下水道料金滞納整理業務マニュアルでは、「未納通知・給水停止予告通知書」を作成する場合は、長期及び高額滞納者を優先して作成することが定められており、給水停止要綱やマニュアルの規定内容と実際の運用に齟齬が生じている。

担当課によれば、長期滞納を生み出さないために現在の運用を行っているとのことであり、その理由については十分に理解できるところであるが、給水停止要綱及びマニュアルの規定内容と実際の運用との間に齟齬が生じていることは適切ではない。

したがって、1期以上滞納がある者全員に対して何らかの通知書を送付するにしても、「未納通知・給水停止予告通知書」と様式を異にする通知書を送付することが望ましい。

第2 住宅使用料

1 債権の概要及び根拠法令

(1) 債権の内容

市が管理する市営住宅等の使用料である。

平成29年4月1日現在、市が管理する市営住宅等は5,488戸であり、目的別による戸数内訳は、次の表のとおりである。

区 分				戸数	
市営住宅	公営住宅等	公営住宅	一般世帯等向け住宅	4,633	
			特定目的	高齢者向け住宅	543
				高齢者同居世帯向け住宅	15
				障がい者世帯向け住宅	137
				車いす世帯向け住宅	79
				母子世帯向け住宅	34
		市単独社宅	旧宮崎市留学生向け住宅	8	
			旧佐土原町有住宅	12	
			旧高岡町有住宅	8	
		特定公共賃貸住宅			14
山林定住住宅				5	
合計				5,488	

(2) 根拠法令

宮崎市営住宅条例第12条で住宅使用料（家賃）の算出方法が定められ、同条例第15条で徴収権限、納付期限が定められている。

【宮崎市営住宅条例】

第12条（家賃の決定）

公営住宅等の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で政令第2条に定める方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第31条の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅等の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅等の家賃は、近傍同種

の住宅の家賃とする。

- 2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に定める方法により算出した額とする。

第15条（家賃の徴収）

市長は、入居可能日（第26条第1項の承認を得た場合にあっては、当該承認を得た日）から入居者が公営住宅等を明け渡した日（第29条第1項又は第34条第1項の規定による請求があったときは明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第32条第1項の規定による請求があったときは当該請求の日）までの間、入居者から家賃を徴収する。

- 2 入居者は、毎月末日（月の途中で明け渡したときは明け渡した日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに公営住宅等に入居した場合又は公営住宅等を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。
- 4 入居者が第33条に規定する手続を経ないで公営住宅等を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

（3）債権の種類

宮崎市は私債権として取り扱っている。

【最高裁昭和59年12月13日第一小法廷決定】

特定の者が公営住宅に入居するためには、事業主体の長から使用許可を受けなければならない旨定められているのであるが（条例3条）、他方、入居者が右使用許可を受けて事業主体と入居者との間に公営住宅の使用関係が設定されたのちにおいては、前示のような法及び条例による規制はあっても、事業主体と入居者との間の法律関係は、基本的には私人間の家屋賃貸借関係と異なることなく、このことは、法が賃貸（1条、2条）、家賃（1条、2条、12条、13条、14条）等私法上の賃貸借関係に通常用いられる用語を使用して公営住宅の使用関係を律していることから明らかであるといわなければならない。したがって、公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法に優先して適用されるが、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、信頼関係の法理の適用があるものと解すべきである。

市営住宅等は公の施設（地方自治法第 244 条第 1 項）であることから、本債権は公の施設の使用料であり非強制徴収公債権（民事徴収公債権）であるとも考えられるが、市と入居者との間の法律関係は、基本的には私人間の家屋賃貸借と異なるところはなく（最判昭和 59 年 12 月 13 日）、市営住宅等の使用関係には原則として私法の適用があると考えるのが妥当であるので、私債権として取り扱っていることは適当である。

（4）消滅時効期間 5 年（民法第 169 条）

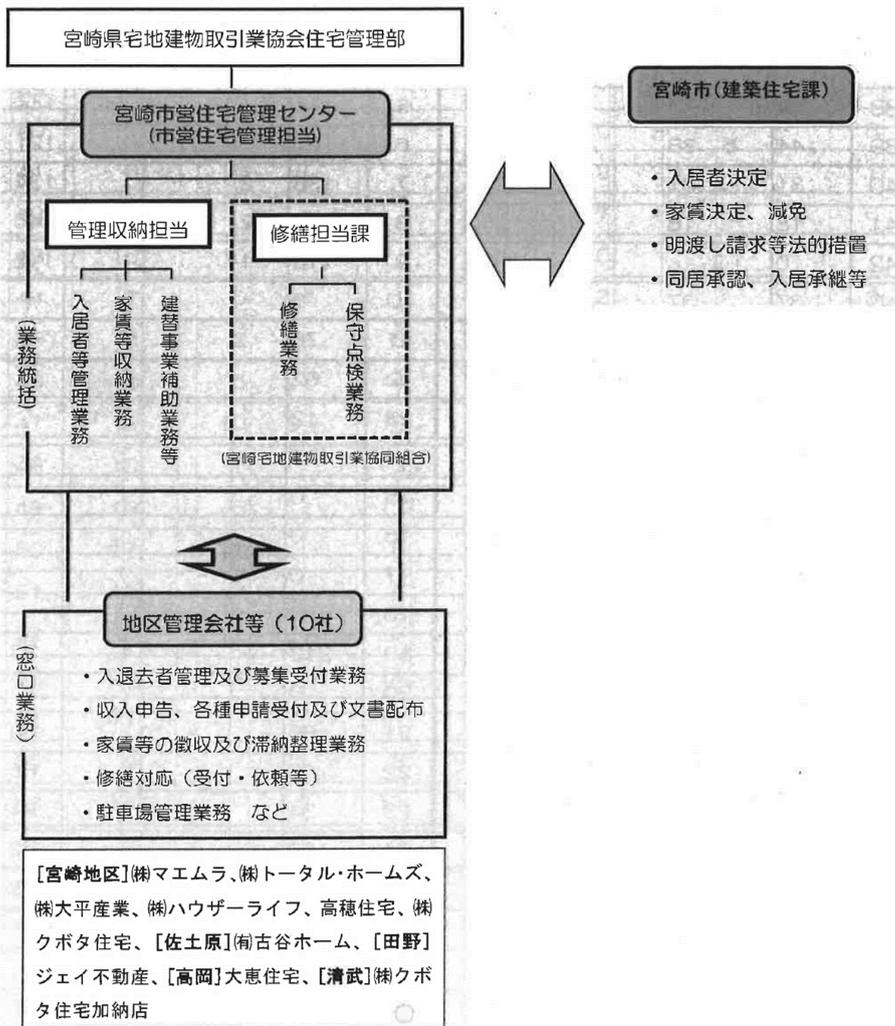
なお、改正民法では、定期給付債権について一般債権と異なる短期消滅時効は特に定められていない。

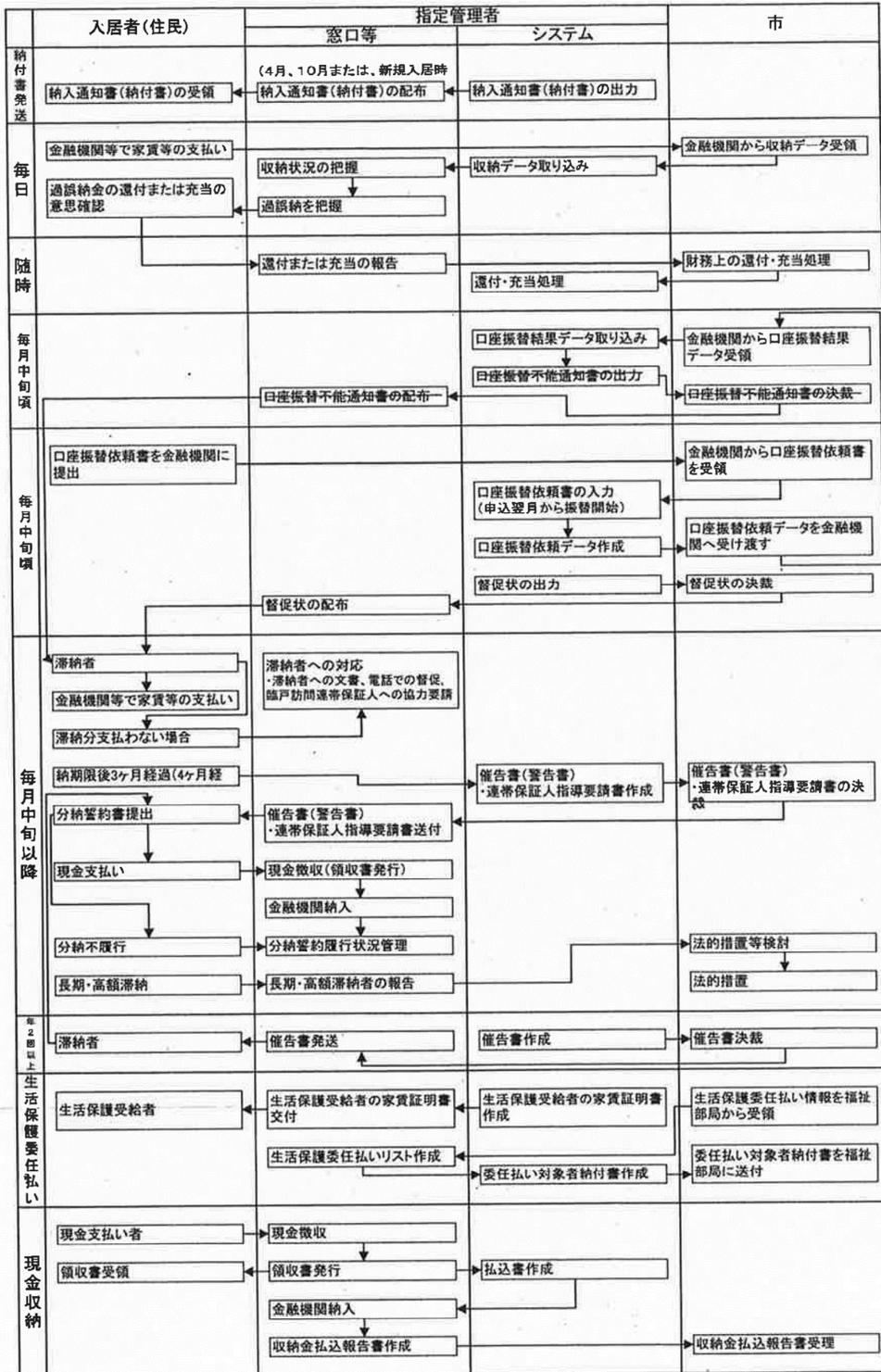
（5）債権発生から調定・収納の流れ

住宅使用料の債権発生から調定・収納の流れは、次のとおりである。

(7) 指定管理者制度の導入

- (i) 指定管理者名 宮崎市営住宅管理センター
- (ii) 構成員 (代表構成員) 宮崎県宅地建物取引業協会
(構成員) 宮崎宅地建物取引業協同組合
- (iii) 指定管理期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日(5年間)
- (iv) 指定管理料 4億3,268万4千円(単年度)
- (v) 管理戸数 5,488戸(平成29年4月1日現在)
- (vi) 主な委託業務 ①入居者管理(入退去・入居者募集)、②家賃等収納、③修繕・保守等
- (vii) 組織図等





平成 28 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入し、徴収及び滞納整理等の収納業務を宮崎市営住宅管理センターに委託している。同センターが業務を統括し、合計 10 社の地区管理会社が窓口業務を行っている。

【改正民法のポイント】(個人根保証契約)

改正民法では、個人根保証契約一般について極度額を定めなければ、その効力を生じないという規定が新設された(改正民法第 465 条の 2 第 1 項、第 2 項)。不動産賃貸借契約における借借人の債務の保証は、この個人根保証契約に該当する。現在、入居の手続きにおいては、原則として、連帯保証人 1 人の連署する請書を提出することが求められており(宮崎市営住宅条例第 11 条)、その請書(宮崎市営住宅条例施行規則第 6 条、様式第 4 号)には、極度額の記載欄はない。したがって、改正民法施行日後の入居手続きにおいては、極度額を定めた請書を用いなければならない。

【改正民法のポイント】(情報提供義務)

改正民法では、保証人が主たる債務者の委託を受けて保証した場合、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務の履行状況に関する情報を提供しなければならないという規定が新設された(改正民法第 458 条の 2)。したがって、改正民法施行日までに、連帯保証人からの請求方法や連帯保証人への情報提供方法等について検討し、決定しておくべきである。

(6) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成 27 年度ないし平成 29 年度の住宅使用料の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	1,175,209,913	132,032,730	1,155,503,340	107,583,308	1,134,346,814	69,566,062
(件数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
②収入額	1,166,698,628	16,427,547	1,151,140,587	12,462,855	1,131,799,162	6,522,114
(件数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
③不納欠損額	67,922	16,465,238	0	29,917,144	0	3,592,539
(件数)	(-)	(-)	(0)	(-)	(0)	(-)
④収入未済額	8,443,363	99,139,945	4,362,753	65,203,309	2,547,652	59,451,409
(件数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
⑤収納率 (②/①)	99.3%	-	99.6%	-	99.8%	-

(単位：円)

(7) 所管課 建設部建築住宅課

2 監査の視点及び手法

(1) 監査の視点

ア 本債権の管理回収に関する事務が関連法令（条例，規則，要綱等内部規範を含む）に従って執行されているか否につき、合法性及び合規性の観点から監査した。

イ 本債権の管理回収に関する事務が効率的な仕組みの下で執行され（効率性）、管理回収の効果を上げているか（有効性）という観点から監査した。

ウ 本債権の管理回収に関する事務が公平に執行されているか（公平性）という観点から監査した。

(2) 監査の手法

担当者から債権管理事務の概要や流れについて説明を受け、関連資料の提供を受け、随時、担当者にヒアリングを行う等して調査した。

3 監査事項及び監査結果

(1) 住宅使用料の徴収・督促

ア 概要

住宅使用料は、宮崎市営住宅条例第15条第2項で、毎月末日がその月分の家賃の納入期限と定められており、住宅使用料等滞納整理事務処理要綱（以下、「事務処理要綱」という。）第3条で、納期限後20日以内に督促状を送付し、督促状の納期限は、督促状を発する日から10日を経過後5日以内の日を指定することと定められている。督促手数料に関する定めはない。

イ 監査結果

納入通知書は、新規入居時の他、毎年4月と10月に配布されており、口座振替による納入は各月末日に行われている。督促状は、納期限後16日後に発送され、その納期限は発送日から14日後が指定されている（平成30年7月分について）。なお、平成28年4月以降、督促手数料は徴収していない。

(2) 滞納整理

ア 概要

納期限後3月を経過した滞納者に対して催告書を送付し、納期限後4月を経過した滞納者に対して警告書を送付する。そして、警告書の指定納期限を経過し、かつ、家賃滞納月数が3月以上の滞納者に対しては特別催告書を送付する。いずれの場合にも、連帯保証人に対しては納付指導要請書を送付する。特別催告書を送付した日から2週間を経過しても来庁しない滞納者に対しては、呼出状を送付する（事務処理要綱第6条第1号から第4号）。また、滞納者に対しては、年2回以上催告書を送付し、連帯保証人に対しては納付指導要請書をそれぞれ送付する（事務処理要綱第6条第2項）。

法的措置対象者選定会を設置し、同選定会において法的措置対象者を選定し、入居滞納者であれば最終催告書の送付を行い、退去滞納者であれば支払督促の申立てを行う（事務処理要綱第7条第1項から第3項）。最終催告書には「納入期限までに上記滞納額等全額の納入がないときは、あなたに対する入居の決定は取り消しますので、直ちに上記市営住宅を明け渡してください。」と記載されている。

毎年度出納閉鎖後において繰越調定の手続きを行った滞納者及び現年度において3月以上滞納している者について滞納整理台帳を作成し、滞納整理事務の処理

状況を記録する（事務処理要綱第4条）。

イ 監査結果

法的措置対象者選定会は年に数回開催され、平成29年度に開催された選定会における、各回の最終催告対象者は5～6名であった。

事務処理要綱第7条第1号では、特別催告書の送付を受け、その指定納期限で納付しない滞納者で、家賃の滞納額が10万円以上又は滞納月数が6か月以上であり、納付義務意識が欠けている者を法的措置対象者として選定すると定められているが、「納付義務意識が欠けている者」であるかをいかにして判断するかについては具体的に定められていない。実際には、何度連絡しても応答がない、約束を反故にする等の事情を考慮して判断がなされている。平成30年8月6日現在、現入居者において滞納月数12か月以上の滞納件数は97件、最大の滞納月数は102か月にのぼるが、長期滞納や多額滞納者について最終催告の対象とされていない者がいるのは、滞納期間や滞納額の多寡だけではなく、現在の納付指導に対する対応を重視して最終催告の対象とするか否かを判断しているからである。納付指導の経過については、「記録表」にて細かく記録されている。

平成28年度に開催された法的措置対象者選定会においては、平成29年3月議会報告案件の提出期限が既に到来していることを理由として、法的措置等の実施は行わないという決定がなされている。

(3) 不納欠損処理

平成29年度の不納欠損処分は6件、総額3,592,539円である。不納欠損処分事由の内訳は、所在不明が1件、時効援用が5件である。

4 指摘・意見

(1) 指 摘

【指摘25】

平成28年度に開催された法的措置対象者選定会において、平成29年度3月議会への報告案件の提出期限が既に到来していることを理由として、法的措置等の実施を行わないという決定がなされている。

議会への報告案件の提出期限はあらかじめ決まっているはずであり、そもそも、法的措置対象者選定会による選定をその提出期限に間に合う時期に行えば、

当該決定のような事態は容易に避けられるのであり、そもそも、議会への報告案件の提出期限に間に合うか否かということは選定要件には含まれていないから、決定理由として不適切である。法的措置対象選定会は、議会への報告案件の提出期限を考慮し、その期限に間に合うように計画的に開催されるべきである。

(2) 意見

【意見 5 1】

事務処理要綱では、連帯保証人に対して納付指導要請書を送付することが定められているが、催告書を送付する等、納入の請求をすることは前提とされていない。

連帯保証人は催告の抗弁や検索の抗弁の権利を有していないから（民法第454条）、主債務者である入居者に弁済をする資力があつたとしても、連帯保証人に対して納入を請求することができる。連帯保証人による納入が見込めるのであれば、必ずしも入居者による納入にこだわる必要はなく、連帯保証人に対して催告を行い、入居者に代わって連帯保証人に納入してもらう方が効率的である。また、滞納が長期間に及んで滞納額が多額になってから催告をするよりも、滞納額がそれほど多額でない段階で催告をするほうが、連帯保証人の負担も少ないと考えられる。

したがって、滞納整理においては、連帯保証人に対して納付指導要請書を送付するだけに留めるのではなく、催告書を送付する等して、適時に納入の請求を行い、連帯保証人からの債権回収を図ることが望ましい。

【意見 5 2】

法的措置対象者の選定要件である「納付義務意識が欠けている者」の判断基準が何も定められておらず、法的措置対象者の選定に際しての裁量の幅が広がっている。

入居者は、法的措置対象者に選定されてしまうと、最終催告書の送付により明渡請求がなされることになり、住居を失ってしまう事態になりかねない。住居を失うか否かは入居者の生活において死活問題であるから、法的措置対象者の選定要件の判断基準を明確にしておくことが望ましい。判断基準を明確にしておくことにより、裁量の幅が狭くなり、公平な事務執行にも資することになる。したがって、「納付義務意識が欠けている者」の該当性をいかなる基準で判断するかについて、その判断結果に不公平さが生じないように、事務処理要綱

もしくはその他の内部規範において明示することが望まれる。

【意見 5 3】

最終催告書によって明渡請求を受けた者の入居継続の条件は、滞納家賃の一括納付のみの運用であり、例外的運用は考えられていない。

しかしながら、事務処理要綱第 9 条第 5 項では、滞納家賃の一括納付が「原則」である旨が定められており、例外を認める規定となっているが、具体的にどのような場合が例外的場合に該当するのかについては何ら定めがない。したがって、例外を一切認めない趣旨であれば、事務処理要綱第 9 条第 5 項の「原則」という語句の削除を検討すべきであるし、例外を認める趣旨であれば、どのような場合を例外とするのかについて具体的に記載することが望ましい。

第 3 退去修繕費

1 債権の概要及び根拠条例

(1) 債権の内容

入居者が公営住宅等を明け渡した後に、その公営住宅等の修繕ために要した費用であり、入居者が負担しなければならない費用である。

(2) 根拠法令

宮崎市営住宅条例第 17 条で入居者が負担しなければならない修繕費用が定められ、同条例第 16 条第 3 項で入居者が公営住宅等を明け渡した後で未収入金があるときは、還付すべき敷金からその未収入金を控除することができると定められている。

【宮崎市営住宅条例】

第 16 条（敷金）

市長は、入居者から入居時における 3 月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収する。

2 市長は、第 14 条各号のいずれかの事情がある場合において必要があると認めるときは、市長が定めるところにより、敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 入居者が公営住宅等を明け渡したときは、第 1 項の規定により徴収した敷金を還付する。ただし、未納の家賃その他の未収入金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付することができる。

4 前項の規定により還付する敷金には、利子を付さない。

第 17 条（修繕費用の負担）

公営住宅等及び共同施設の修繕に要する費用は、市の負担とする。ただし、畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用は、入居者が負担しなければならない。

2 入居者は、自己の責めに帰すべき事由により公営住宅等又は共同施設の修繕の必要が生じたときは、前項本文の規定にかかわらず、市長の選択に従い、これを修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、借上げに係る公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用に関しては、別に定めるものとする。

(3) 債権の種類 住宅使用料と同様に私債権と解される。

(4) 消滅時効期間

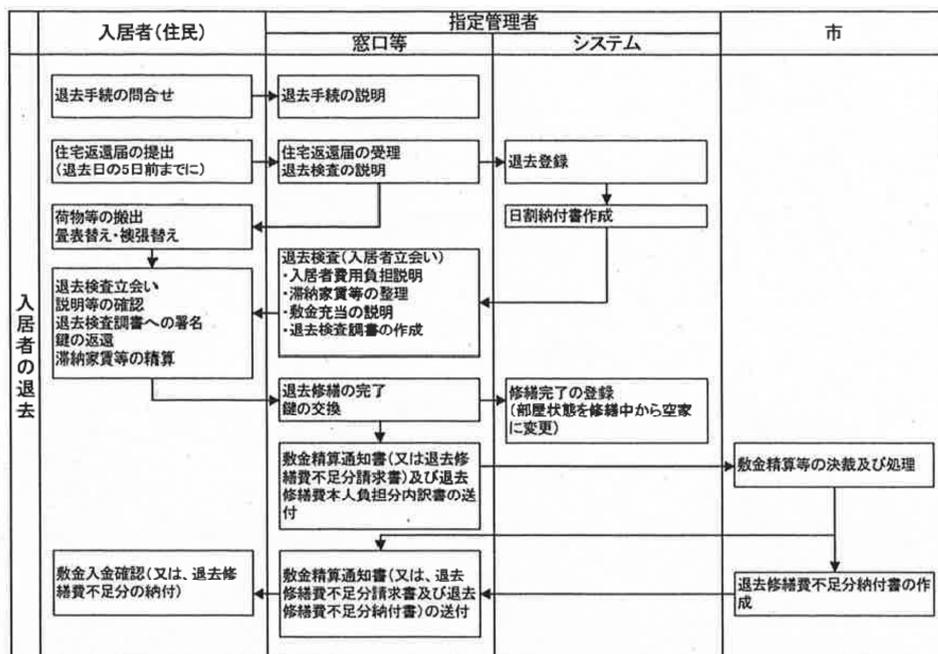
宮崎市営住宅条例第17条第1項但書に基づく修繕費の消滅時効期間は、10年である(民法第167条)が、同条第2項に基づく修繕費は、入居者の責めに帰すべき事由によるものであるから、入居契約の本旨に反する使用によって生じた損害として民法第600条を準用する民法第621条が適用され、その消滅時効期間は1年と解される。

【改正民法のポイント】(原状回復義務の消滅時効期間)

改正民法では、第621条で賃借人の原状回復義務が定められ、第622条で使用貸借における損害賠償及び費用の請求権の時効期間を1年とした第600条の規定が賃貸借に準用されている。本改正による本債権の消滅時効期間の変更はない。

(5) 債権発生から調定・収納の流れ

退去修繕費の債権発生から調定・収納の流れは次のとおりである。



(6) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成27年度ないし平成29年度の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	19,713,260	32,493,892	1,241,109	32,653,479	1,397,413	25,734,110
(件数)	(212)	(366)	(20)	(376)	(29)	(294)
②収入額	16,104,503	2,308,973	1,120,813	2,771,407	1,263,079	854,581
(件数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
③不納欠損額	160,164	980,033	0	4,258,970	0	2,795,679
(件数)	(2)	(9)	(0)	(39)	(0)	(29)
④収入未済額	3,448,593	29,204,886	120,296	25,623,102	134,334	22,083,850
(件数)	(52)	(324)	(2)	(292)	(2)	(248)
⑤収納率 (②/①)	81.7%	-	90.3%	-	90.4%	-

(単位：円)

(7) 所管課 建設部建築住宅課

2 監査の視点及び手法

(1) 監査の視点

ア 本債権の管理回収に関する事務が関連法令（条例，規則，要綱等内部規範を含む）に従って執行されているか否につき、合法性及び合規性の観点から監査した。

イ 本債権の管理回収に関する事務が効率的な仕組みの下で執行され（効率性）、管理回収の効果を上げているか（有効性）という観点から監査した。

ウ 本債権の管理回収に関する事務が公平に執行されているか（公平性）という観点から監査した。

(2) 監査の手法

担当者から債権管理事務の概要や流れについて説明を受け、関連資料の提供を受け、随時、担当者にヒアリングを行う等して調査した。

3 監査事項及び監査結果

(1) 退去修繕費の徴収・督促

ア 概要

退去修繕費は、入居者が退去した後に退去修繕工事を行い、敷金精算を行った結果、修繕費に不足が生じた場合に退去者に対して通知書をもって請求する。

督促については、住宅使用料等滞納整理事務処理要綱（以下「事務処理要綱」という。）第3条で、納期限後20日以内に督促状を発する日から起算して10日を経過後5日以内の日を納期限と指定した督促状を送付することが定められている。

イ 監査結果

退去修繕費の請求手続きについて定めた規定は存在していない。通知書には作成日から1か月後が納入期限として記載されている。資料として提供を受けた通知書は、退去日が平成29年10月12日、通知書作成日が平成30年3月23日であり、退去日から5か月余りも経過した後に通知書が作成されていた。

督促状は、未納者にまとめて一斉に送付しており、必ずしも納期限後 20 日以内に発送されていない。

(2) 不納欠損処理

平成 29 年度の不納欠損処分は 29 件、総額 2,795,679 円である。不納欠損処分事由の内訳は、所在不明 8 件、本人死亡 10 件、本人死亡後に相続人もしくは保証人による時効援用 4 件、本人による時効援用 7 件である。

本人死亡 10 件について、相続人調査は行われていない。

4 指摘・意見

(1) 指 摘

【指摘 2 6】

退去修繕費の請求手続きについて定められた規定が存在していない。

入居者が退去した時点から、入居者には敷金返還請求権が発生するのであるから、退去後速やかに修繕を行い、敷金による清算を完了させるべきである。また、速やかに修繕及び敷金による清算を行わず、退去から数か月経過しても退去修繕費の請求が行われない場合、退去者としては、もはや退去修繕費の請求はないと期待し、数か月経過してから突然に本債権の請求を行うことはトラブルの原因にもなりかねない。

したがって、退去後に修繕に着手する時期、修繕完了から敷金による清算及び本債権の請求を行うまでの期間、本債権の請求書の様式等に関する規定を整備し、速やかに敷金の清算及び本債権の請求がなされるようにすべきである。

【指摘 2 7】

督促状が請求書記載の納期限後 20 日以内に発送されていない。この取扱いは、事務処理要綱第 3 条に違反している。督促状は、請求書記載の納期限後 20 日以内に発送すべきである。

(2) 意 見

【意見54】

本人が死亡した場合、相続人調査を行うことなく、連帯保証人が確認できないことを理由に不納欠損処理が行われている。

債務者本人が死亡すると相続が開始し（民法第882条）、相続人が、相続開始の時から債務者本人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法第896条本文）から、相続人に本債権の支払義務が承継される。このように、債務者本人が死亡したとしても、相続人全員が相続放棄をしない限り、債権の支払義務は消滅することはないのであるから、未納金額と比較して明らかに相続人の調査に要する費用が多額に及ぶことが認められるような場合でなければ、債務者本人が死亡したときには、速やかに相続人の調査を行い、債権回収を試みる事が望ましい。

第4 住宅新築資金等貸付金

1 債権の概要及び根拠法令

(1) 債権の内容

歴史的社会的理由によって、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境の整備改善を図るため、当該地域に係る住宅の新築もしくは改修または住宅の用に供する土地の取得について、国の施策に基づき市が必要な貸付けを行った貸付金債権である。なお、貸付事業は昭和62年度までに終了している。

(2) 根拠法令

〔旧〕宮崎市住宅新築資金等貸付条例第5条で貸付金の限度額が定められ、同条例第6条及び〔旧〕宮崎市住宅新築資金等貸付条例施行規則同条例第15条で貸付金の利率、償還期間及び償還方法が定められていた。

【〔旧〕宮崎市住宅新築資金等貸付条例】

第5条（貸付金の限度）

住宅新築資金等の貸付金（以下「貸付金」という。）の金額は、一の貸付対象につき次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額とする。

- (1) 住宅新築資金 30万円以上730万円以下。ただし、1平方メートル当たりの新築又は購入の単価に75平方メートルを乗じて得た額を超えないものとする。
- (2) 住宅改修資金 4万円以上370万円以下
- (3) 宅地取得資金 30万円以上500万円以下。ただし、1平方メートル当たりの取得単価に300平方メートルを乗じて得た額を超えないものとする。

第6条（貸付金の利率、償還期間及び償還方法）

住宅新築資金等の貸付利率は、年2パーセントとする。

- 2 貸付金の償還期間は、住宅新築資金及び宅地取得資金にあつては25年以内（ただし、第4条第3項第2号に掲げる住宅にあつては20年以内）、住宅改修資金にあつては15年以内で規則で定める期間とする。
- 3 貸付金の償還方法は、原則として元利均等月賦償還とする。ただし、住宅新築資金等の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、いつでも繰上償還をすることができる。

【〔旧〕宮崎市住宅新築資金等貸付条例施行規則】

第3条（償還期間）

条例第6条第2項の償還期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる期間とし、その計算は貸付金の貸付けをした日の翌日から起算するものとする。

（1）住宅新築資金

- イ 30万円以上50万円未満 9年以内
- ロ 50万円以上100万円未満 12年以内
- ハ 100万円以上200万円未満 15年以内
- ニ 200万円以上300万円未満 18年以内
- ホ 300万円以上 25年以内

（2）住宅改修資金

- イ 4万円以上30万円未満 6年以内
- ロ 30万円以上60万円未満 9年以内
- ハ 60万円以上100万円未満 12年以内
- ニ 100万円以上 15年以内

（3）宅地取得資金

- イ 30万円以上50万円未満 9年以内
- ロ 50万円以上100万円未満 12年以内
- ハ 100万円以上150万円未満 15年以内
- ニ 150万円以上200万円未満 18年以内
- ホ 200万円以上 25年以内

（3）債権の種類 私債権

（4）消滅時効期間 10年（民法第167条第1項）

改正民法では、一般債権については、①債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき、または、②権利を行使することができる時から10年間行使しないときに時効によって消滅するとされた（改正民法第166条）が、施行期日前に生じた債権（施行日以後に生じた債権のうち、その原因である法律行為が施行期日前になされたときを含む。）に関する消滅時効の

時効期間は、改正民法施行後も現行民法の時効期間が適用される（改正民法附則第10条）ため、貸付事業が終了しており、新たな債権が発生することのない本債権においては、この改正によって消滅時効期間は変更しない。

(5) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成27年度ないし平成29年度の住宅新築資金等貸付金の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額		940,009,883		938,994,497		938,181,265
(件数)		(200)		(198)		(198)
②収入額		1,015,386		813,260		4,728,083
(件数)		(28)		(24)		(18)
③不納欠損額		0		0		4,108,243
(件数)		(0)		(0)		(1)
④収入未済額		938,994,497		938,181,265		929,344,939
(件数)		(198)		(198)		(195)
⑤収納率 (②/①)		0.11%		0.09%		0.50%

(単位：円)

(6) 所管課 建設部建築住宅課

2 監査の視点及び手法

(1) 監査の視点

ア 本債権の管理回収に関する事務が効率的な仕組みの下で執行され（効率性）、管理回収の効果を上げているか（有効性）という観点から監査した。

イ 本債権の管理回収に関する事務が公平に執行されているか（公平性）という観点から監査した。

(2) 監査の手法

担当者から債権管理事務の概要や流れについて説明を受け、債権管理台帳を閲覧し、随時、担当者にヒアリングを行う等して監査した。

3 監査事項及び監査結果

債権管理台帳を閲覧し、適切な滞納整理が実施されているかにつき監査を行った。その結果、次のような滞納整理状況が確認できた。なお、末尾の数字は、管理台帳に付されたファイル番号である。ファイル番号は299番まで存在する。

- 平成25年2月以降、何もなされていない(12)。
- 消滅時効の援用がなされているが、その後何の処理もなされていない(46、97、163、173)。
- 債務者が死亡しているが、相続人である子に対する請求を行っていない(49、113、127、129、140、226、264)。
- 平成26年6月以降、何もなされていない(60)
- 債務者が破産しているが、その後何の処理もなされていない(70、167、201)。
- 平成22年に連帯保証人に送付した書面が返戻された以降、何もなされていない(76、93、127)。
- 債務者が破産後、平成21年に保証人に催告書を送付した以降、何もなされていない(83)。
- 平成22年7月に債務者の住民票が職権消除されているが、保証人に対する請求を行っていない(91)。
- 平成24年に相続人から相続放棄申述受理書を受領した以降、何もなされていない(99)。
- 平成20年に保証人に連絡をした後、何もなされていない(101)。
- 平成22年に保証人から生計状況調査書を受領した後、何もなされていない(103)。
- 平成23年以降、何もなされていない(175)。
- 債務者が死亡後、相続人への請求を検討する必要があるとの記録があるが、その後請求を検討、実施した形跡がない(186)。
- 平成26年2月以降、何もなされていない(188)。
- 平成22年に相続人から生計状況調査書を受領した後、何もなされていない(190)。
- 債務者が平成6年に死亡後、平成19年11月以降、何もなされていない(212)。
- 平成11年以降、何もなされていない(215)。
- 平成25年5月以降、何もなされていない(217)
- 平成26年6月に債務者が死亡したが、連帯保証人への請求も相続人調査も行われていない(288)。
- 債務者が死亡、相続人が相続放棄、保証人が消滅時効の援用を行っているが、その後何の処理もなされていない(290)。

4 指摘・意見

(1) 指摘

【指摘 28】

長期間、何もなされることなく事実上放置されている案件が散見される。この状況は、いわば滞納整理を放棄しているに等しいと言わざるを得ず、看過することはできない。

したがって、平成 26 年以降における滞納整理記録がない案件について、事実上放置されるに至っている理由を調査・確認した上で、今後徴収する見込みがある案件については催告の実施を、徴収することが極めて困難であると認められる案件については不納欠損に向けた処理を検討すべきである。

【指摘 29】

消滅時効の援用がなされているにもかかわらず、その後何の処理もなされていない案件が認められる。

消滅時効の援用により本債権は消滅し（民法第 167 条）、もはや本債権が回収できる見込みはない。したがって、消滅時効の援用がなされた債権については、速やかに不納欠損の処理を行うべきである。

【指摘 30】

債務者が破産による免責決定を得ているにもかかわらず、その後何の処理もなされていない案件が認められる。

破産による免責決定を得た債務者は本債権の支払義務を免れるが、その効果は保証人には及ばないのであるから、債務者が破産による免責決定を得た後において何の処理もなされていない案件であって、保証人に対する請求が可能な案件については、速やかに保証人に対する催告を行うべきである。

【指摘 31】

債務者本人が死亡し、相続人が存在するにもかかわらず、相続人に対して請求を行っていない案件が認められる。

債務者本人が死亡すると相続が開始し（民法第 882 条）、相続人が、相続開始

の時から債務者本人の財産に属した一切の権利義務を承継する(民法第 896 条本文) から、相続人に本債権の支払義務が承継される。このように、債務者本人が死亡したとしても、相続人全員が相続放棄をしない限り、債権の支払義務は消滅することはないのであるから、積極的に相続人に対する請求を行い、債権回収を図るべきである。

(2) 意見

【意見 5 5】

本債権の管理台帳は 3 冊の紙ファイルで管理されており、各冊子の表紙裏には、各案件がどのような現況であるのかを一覧することができる表が貼り付けてあった。しかしながら、その表はかなり古びており、いつ作成されたものであるかは担当者においても不明とのことであった。このことから、本債権が適時・適切に管理されていないこと、各案件への対応の見直しが長期間にわたって行われていないことがうかがえる。そのため、本債権の案件すべてについて、徴収することができる見込みがあるのかにつき再検討を行い、今後採るべき方針や対応についての整理を図ることが望ましい。

第 5 病院医業収益及び病院医業外収益

1 債権の概要及び根拠法令

(1) 債権の内容

宮崎市においては、地方公営企業法第 4 条の規定による病院事業として宮崎市立田野病院（以下「田野病院」という）が設置されている（宮崎市病院事業の設置等に関する条例参照）。

本項で対象とするのは、個人が負担する田野病院の使用料（診療報酬）及び手数料（各種証明書料）である（以下、使用料及び手数料を総じて「使用料等」という）。

(2) 根拠法令

使用料等の徴収方法については、宮崎市立田野病院管理規則第 8 条において定められている。

第8条（使用料等の納付時期）

病院の使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）は、診療を受け、又は診断書等の交付を受けた当日に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入院患者に係る使用料等は、毎月1日から末日までの分を、請求を受けた日から10日以内に納付しなければならない。ただし、退院した日の属する月の分は、退院の日までに納付しなければならない。

（3）債権の種類

使用料等は、田野病院と患者である個人との契約によって発生する債権であり、私債権である。

従前かかる性質については異なる見解もあったが、平成17年11月21日最高裁判決により、現在ではこのような解釈がとられている。

【最高裁平成17年11月21日第二小法廷判決】

公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項所定の5年ではなく、民法170条1号により3年と解すべきである。

（4）消滅時効

ア 消滅時効期間

使用料等は、医師の診療に関する債権として、短期消滅時効が適用され、消滅時効の時効期間は3年である（民法第170条第1号）。

【改正民法のポイント】（消滅時効）

改正民法では、職業別の区分によって1～3年の短期消滅時効を規定する現行民法第170条～174条は削除され、一般債権については、①債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき、または、②権利を行使することができる時から10年間行使しないときに時効によって消滅するとされた（改正民法第166条）。

イ 時効援用の要否について

私債権である本債権が、地方自治法第 236 条 2 項の「法律に特別の定めがある場合」に該当するか否かで時効援用の要否が異なるが、最判昭和 46 年 11 月 30 日より、地方自治法第 236 条第 2 項の「法律に特別の定めがある場合」の中には民法を含むことが明らかになっていることから、本債権を含む私債権については、債権を消滅させるためには時効の援用が必要である。なお、関連事項として、債権者からの時効の援用は認められない点にも留意が必要である（大判大正 8 年 6 月 30 日）。

(5) 減免ないし軽減の制度

宮崎市病院事業の設置等に関する条例第 8 条では、市長は、「特に必要があると認めるとき」は、使用料等を減額し、又は免除することができるものと定められているが、「特に必要があると認めるとき」についての具体的な基準はなく、これまで適用した実績もないとのことであった。

(6) 債権発生から調定・収納の流れ

ア 債権管理の主体について

田野病院の管理・運営には、指定管理者制度が利用されており、国立大学法人宮崎大学が指定管理者（以下「指定管理者」という）となっている。

債権管理に関して、使用料等についての徴収に関する事務は、宮崎市から指定管理者に委託されているものの、当該事務のうち、滞納に係る医療費等の催促事務は、指定管理者の事務から除かれている（「宮崎市立田野病院及び宮崎市介護老人保健施設「さざんか苑」の管理運営に関する基本協定書」及び「宮崎市立田野病院及び宮崎市介護老人保健施設「さざんか苑」の使用料及び手数料の徴収事務に関する委任契約書」参照）。

すなわち、使用料等のうち、滞納分については、指定管理者ではなく宮崎市が催告等を含めた徴収事務を行うこととなっている。

したがって、使用料等の把握の他、使用料等のうち滞納分についての徴収手続を含めて、市が債権管理の主体となっている。

イ 債権管理事務の手順

指定管理者は、使用料等の納入状況について自身のシステムで情報を管理し、その情報を所管課に毎月報告する。

かかる報告をもとに、所管課は課で独自に使用している会計システムに納入状況を入力し、収納状況の管理を行う。

その上で、滞納者については、「窓口自己負担分未収金一覧」として別途エクセルデータで一覧を作成し、管理している。

なお、債権管理については、「宮崎市私債権等管理マニュアル」を適宜使用しており、別途所管課独自の債権管理にかかるマニュアルは策定していないが、現在、独自のマニュアルの作成を検討している（完成予定時期は未定）。

(7) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成27年度ないし平成29年度の使用料等の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	439,964,211	41,639,366	555,877,281	68,247,565	631,816,667	89,818,737
(件数)	(1253)	(24)	(1187)	(32)	(1542)	(21)
②収入額	372,237,850	40,869,802	466,875,190	67,430,919	545,534,244	88,955,871
(件数)	(1222)	(22)	(1167)	(31)	(1522)	(20)
③不納欠損額	0	248,360	0	0	0	0
(件数)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)
④収入未済額	67,726,361	521,204	89,002,091	816,646	86,282,423	862,866
(件数)	(31)	(1)	(31)	(1)	(20)	(21)
⑤収納率 (②/①)	84.6%	-	84.0%	-	86.3%	-

(単位：円)

上記の金額は、本債権を含む田野病院事業会計医業収益全体の調定額等である。

田野病院事業会計医業収益の収入未済額は多く、収納率は低いですが、これは、田野病院事業の収益については、地方公営企業会計が適用されることが大きな要因である。すなわち、通常の普通地方公共団体の会計処理においては、出納整理期

間が設けられているため、会計年度の末日である3月末日までに調定されている債権が、出納整理期間の5月末日までに収入されていれば収入未済とはならない。一方、本債権に適用される地方公営企業会計においては、出納整理期間がないため、会計年度の末日である3月末日に未収である債権は、仮に5月末日に収入されたとしてもそのまま未収額となる。そして、病院事業においては、多くの場合、患者の加入する健康保険組合等からの支払分が多く、調定と収入には一定程度のタイムラグが生じることから、3月末日に調定済みの健康保険組合等からの支払分が3月末日以降に支払われることとなり、収入未済額が増加する。

健康保険組合等からの支払分等についての債権管理については、監査の結果特段問題はなかったため、本稿の対象とはしていないが、会計年度の違いによる未収額以外のもので、債権管理の中心となる個人の未収額の内訳は以下のとおりとなっており、当該未収額の管理について監査を行った。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
④収入未済額	333,690	521,204	992,347	816,646	770,764	862,866

(単位：円)

(8) 所管課 健康管理部保健医療課

2 監査の視点及び手法

(1) 監査の視点

- ア 本債権の管理回収に関する事務が関連法令（条例、規則、要綱等内部規範を含む）に従って執行されているか否につき、合法性及び合規性の観点から監査した。
- イ 本債権の管理回収に関する事務が効率的な仕組みの下で執行され（効率性）、管理回収の効果を上げているか（有効性）という観点から監査した。
- ウ 本債権の管理回収に関する事務が公平に執行されているか（公平性）という観点から監査した。

(2) 監査の手法

担当者から債権管理事務の概要や流れについて説明を受け、関連資料の提供を受けるとともに、滞納整理状況について質問し、関連資料の提供を受けて調査した。

3 監査事項及び監査結果

(1) 滞納者への対応

滞納者については、各滞納者毎に個別調書を作成し、対応しており、滞納者に対して年間1回もしくは2回一斉に催告書を発送し支払を促している。なお、かかる催告の時期については特に定めていない。

かかる催告に対して反応があった滞納者については、納入の方法等について協議を開始する。一方、催告書に対して何ら反応がなかったものについては、次の催告まで個別の対応はしてこなかった。もっとも、平成30年度からは、催告書に対して反応がなかった者の一部については個別訪問を開始している。すべての債権について個別訪問を実施しているわけではなく、既に時効期間が経過している滞納者について優先して訪問しており、納入指導の際、時効の援用の意思表示があった者については、同時に書面の提出を促している。

また、債務者が既に死亡している場合には、従前は、相続人調査の上、書面での催告のみ行っていたが、平成30年度からは、相続人に対する個別訪問を一部始めている。

なお、平成30年度より債権管理体制に変化があった主な原因は、人員変更により、他課における債権管理の経験のある人員が所管課に配置されたことが要因の一つとして考えられる。

(2) 個別調書について

債権管理に用いられている個別調書は、債権管理に必要な項目が一覧化され、さらに、別紙として添付している経過一覧によって、市の個別対応状況が明らかになるため、債権管理にとって有効なフォーマットである。特に、「滞納明細」として、中断事由等に応じた時効満了日が整理できる点も債権管理に有用である。もっとも、「時効援用：要・不要」の欄が存在するが、いずれも選択されていない。

(3) 連帯保証人について

田野病院における入院に関して、条例上、連帯保証人の要否については規定されていないが、入院申込・誓約書には連帯保証人を記載する欄が存在する。現状において、指定管理者が入院の際に連帯保証人をどのように患者に求めるかについての運用基準等は明確になっていない。

(4) 不納欠損処理

過去3年において不納欠損処理をしたのは平成27年度のみであり、理由は全て「納期限から3年以上経過」であった。

平成27年度に行われた不納欠損については、対象債権の詳細等についての資料は別途整理された状態で保存されていない。一方、平成30年度は不納欠損処理を予定しており、対象債権の詳細等の根拠資料を各債権毎に整理している。

4 指摘・意見

(1) 指 摘 特にない。

(2) 意 見

【意見56】

債権管理に用いられている個別調書について、「時効援用：要・不要」の欄について、「要」を選択もしくは「不要」という項目を削除して時効援用の必要性を明確にすべきである。

【意見57】

連帯保証人の要否等について、指定管理者との協議を行い、その運用を明確にしておくべきである。この点は、医師の応召義務（医師法第19条）との関係で、連帯保証人の存在を入院の条件とすることはできないが、債権保全の観点からは有用な制度であるため活用すべきである。

また、個別調書によれば、指定管理者と市との間の債権管理についての事務の範囲について、不明確になっている部分があると思われるため、その機会に債権管理に関する双方の業務の分掌を明確にし、相互の協力体制をシステム化するためにも協議を行うことが望ましい。

【意見58】

催告書に対して何ら反応がなかったものについては、債権額等を勘案して、催告書送付のみではなく、電話対応等の個別対応を積極的に行うことが望ましい。平成30年度より部分的に個別対応が始まっていることから、同様の対応を継続していくべきである。

【意見 59】

平成 27 年度に行われた不納欠損は、理由が全て「納期限から 3 年以上経過」とされているのみであり、時効完成による消滅なのか、債権の放棄による消滅なのかが判然としない。また、その際の不納欠損に至る経緯などの記録が整理されていないため、その詳細を確認することは困難であった。不納欠損のなかに 15 万 7,530 円の債権など軽微とはいえない金額のものもあるため、その不納欠損について疑義が生じた場合に、経過の記録が存在していることが重要となるため、不納欠損事由を明確化し、その詳細についての記録を整理すべきである。

もっとも、平成 30 年度に予定している不納欠損については、不納欠損事由の明確化及び経緯等の資料の整理がなされているため、現時点では問題状況は改善されており、今後の注意喚起のため意見として述べる。

第 6 田野病院事業会計介護老人保健施設事業収益（介護老人保健施設使用料）

1 債権の概要及び根拠法令

(1) 債権の内容

宮崎市においては、市民の健康保持に必要な医療を提供するため、地方公営企業法第 4 条の規定により病院事業を設置することとされ、病院事業の附帯事業として、介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設を設置し、運営することとされており、その名称は「さざんか苑」である（宮崎市病院事業設置等に関する条例）。

本項の対象は、さざんか苑の利用者が、その区分に応じて支払う使用料及び日常生活に要する費用である。

(2) 根拠法令

使用料等の詳細については宮崎市介護老人保健施設条例第 9 条において定められており、その徴収については同条例施行規則第 3 条によって定められている。

【宮崎市介護老人保健施設条例施行規則】

第 3 条（使用料等の徴収）

条例第 9 条の使用料及び日常生活に要する費用は、毎月 1 日から末日までの分を翌月 25 日までに納付しなければならない。

(3) 債権の種類

使用料等は、さざんか苑と利用者である個人との契約によって発生する債権であることから、私債権である。

(4) 消滅時効期間

保険給付については、介護保険法に基づき2年の消滅時効期間が規定されているが、本債権はあくまでも個人の自己負担分についての私債権であり、保険給付とは性質が異なるため、私債権として私法が適用される結果、消滅時効期間は、原則として10年となる（民法第167条第1項）。

この点、本債権は、「医師の診療・助産師の助産・薬剤師の調剤に関する債権」に該当するとして、消滅時効期間が3年（民法第170条1号）と考えられる可能性もあるが、明確な見解は提示されていない。そのため、債権管理としては、債権回収業務においては3年の時効期間を意識し、不納欠損処理の場面においては別途消滅期間について慎重に判断することが望ましいと考えられる。

なお、民法改正後は、職業別の区分によって1～3年の短期消滅時効を規定する現行民法第170条～174条は削除され、一般債権については、①債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき、または、②権利を行使することができる時から10年間行使しないときに時効によって消滅するとされているため（改正民法第166条）、留意が必要である。

また、本債権は私債権であり、私債権の場合には、時効の完成には、債務者による時効の援用が必要である。

(5) 減免ないし軽減の制度

宮崎市介護老人保健施設条例第10条は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料及び日常生活に要する費用（以下「使用料」という。）を減額し、又は免除することができる旨を定めているが、「特に必要があると認めるとき」についての具体的な基準はなく、これまで同条による減免を適用した実績もない。

(6) 債権発生から調定・収納の流れ

ア 債権管理の主体について

さざんか苑の管理・運営には、指定管理者制度が利用されており、国立大学法人宮崎大学が指定管理者（以下「指定管理者」という）となっている。

債権管理に関して、使用料等についての徴収に関する事務は、宮崎市から指定管理者に委託されているものの、当該事務のうち、滞納に係る医療費等の催促事務は、指定管理者の事務から除かれている（「宮崎市立田野病院及び宮崎市介護老人保健施設「さざんか苑」の管理運営に関する基本協定書」及び「宮崎市立田野病院及び宮崎市介護老人保健施設「さざんか苑」の使用料及び手数料の徴収事務に関する委任契約書」参照）。

すなわち、使用料等のうち、滞納分については、指定管理者ではなく宮崎市が催告等を含めた徴収事務を行うこととなっており、使用料等の把握の他、使用料等のうち滞納分についての徴収手続を含めて、市が債権管理の主体となっている。

イ 債権管理事務の手順

指定管理者は、使用料等の納入状況について自身のシステムで情報を管理し、その情報を所管課に毎月報告する。

かかる報告をもとに、所管課は課で独自に使用している会計システムに納入状況を入力し、収納状況の管理を行う。

そのうえで、滞納者については、「窓口自己負担分未収金一覧」として別途エクセルデータで一覧を作成し、管理している。

なお、債権管理については、「宮崎市私債権等管理マニュアル」を適宜使用しており、別途所管課独自の債権管理にかかるマニュアルは策定していないが、現在、独自のマニュアルの作成を検討している（完成予定時期は未定）。

(7) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成 27 年度ないし平成 29 年度の田野病院事業会計介護老人保健施設事業収益の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	120,930,795	20,514,285	135,106,328	68,247,565	63,181,667	89,818,737
(件数)	1253	5	1187	32	1542	21
②収入額	48,922,264	18,460,104	115,947,265	67,430,919	54,553,424	88,955,871
(件数)	229	3	342	31	1522	20
③不納欠損額	0	0	0	0	0	0
(件数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	0
④収入未済額	72,008,531	1,954,105	19,159,063	816,646	86,282,423	862,866
(件数)	9	1	6	1	20	1
⑤収納率 (②/①)	40.5%	-	85.8%	-	86.3%	-

(単位：円)

上記の金額は、本債権を含む田野病院事業会計介護老人保健施設事業収益の調定額等の合計である。

田野病院事業会計介護老人保健施設事業収益の収入未済額は多く、収納率は低いが、これは、田野病院事業の収益については、地方公営企業会計が適用されることが大きな要因である。すなわち、通常の普通地方公共団体の会計処理においては、出納整理期間が設けられているため、会計年度の末日である3月末日までに調定されている債権が、出納整理期間の5月末日までに収入されていれば収入未済とはならない。一方、本債権に適用される地方公営企業会計においては、出納整理期間がないため、会計年度の末日である3月末日に未収である債権は、仮に5月末日に収入されたとしてもそのまま未収額となる。病院事業においては、多くの場合、患者の加入する健康保険組合等からの支払分が多く、調定と収入には一定程度のタイムラグが生じることから、3月末日に調定済みの健康保険組合等からの支払分が3月末日以降に支払われることとなり、収入未済額が増加する。

健康保険組合等からの支払分等についての債権管理については、監査の結果特段問題はなかったため、監査の対象とはしていない。なお、平成27年度の収納率が低いことが、これは、平成27年度指定管理料戻入金の未収が5198万7384円あることに起因しており、かかる未収はその後適切に収納されているため、特段問題は無い。

一方、そのような会計年度の違いによる未収額以外のもので、債権管理の中心となる個人の未収額の内訳は以下のとおりとなり、監査の中心は、当該未収額の管理について行った。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
収入未済額	371,761	1,954,105	0	1,903,408	235,237	2,037,141

(単位：円)

(8) 所管課 健康管理部保健医療課

2 監査の視点及び手法

(1) 監査の視点

ア 本債権の管理回収に関する事務が関連法令（条例，規則，要綱等内部規範を含む）に従って執行されているか否につき、合法性及び合規性の観点から監査した。

イ 本債権の管理回収に関する事務が効率的な仕組みの下で執行され（効率性）、管理回収の効果を上げているか（有効性）という観点から監査した。

ウ 本債権の管理回収に関する事務が公平に執行されているか（公平性）という観点から監査した。

(2) 監査の手法

担当者から債権管理事務の概要や流れについて説明を受け、関連資料の提供を受けるとともに、滞納整理状況について文書による照会やヒアリングを実施して調査した。

3 監査事項及び監査結果

(1) 滞納事例の検証

平成29年度において対応を要した滞納事例は2件であり、1件は滞納発生時の合計債権額が42万6,626円（以下「滞納者①」とする）、もう1件は滞納発生時の合計債権額が183万1,881円であった（以下「滞納者②」とする）。

滞納者①については、債務者は生存しているものの、滞納者の姉に弁済意思があり、平成28年12月25日に納入誓約書の提出を受けた上、債権の一部について分納を受けている。その後、平成29年2月15日を最後に支払が停止しているため、適宜滞納者本人及び当該姉に催告書を送付している。

滞納者②については、債務者本人は死亡しているが、平成 29 年 5 月 8 日より、滞納者の相続人から分納を受けているが、債務承認に関する書面は徴求していなかった。

なお、滞納者①及び滞納者②のいずれの事例についても遅延損害金の請求はしていない。

(2) 不納欠損処理

介護老人保健施設利用料について、過去に不納欠損処理を行った実績はなく、現時点において不納欠損が相当と思われる債権も存在しない。

4 指摘・意見

(1) 指 摘

【指摘 3 2】

前記滞納者②については、相続人から滞納額の分納を受けているが、債務承認に関する書面までは徴求していない。当該滞納債務は月毎に発生した債務が約 3 年分蓄積した総額であり、時効期間は、それぞれの月毎に経過しているが、分納された金員は、発生日の古い債務から順に充当されており、支払が未了である債務について、少なくとも証拠が残っている形での債務の承認は存在しないため、消滅時効による債権消滅を防止するため債務全額についての債務承認を受け、これを明記した書面を徴求すべきである。

【指摘 3 3】

前記滞納者①及び滞納者②のいずれの事例についても遅延損害金の請求はしていない。

本債権は私債権であるため、延滞金の請求はできないものの、民法第 419 条及び第 404 条に基づき遅延損害金を請求することができる。前記滞納事例における債権額は大きく、完済までに長期を要すること見込まれるため、公平性の観点からも遅延損害金を請求すべきである。

(2) 意 見

【意見60】

前述した滞納者①については、納入誓約書の提出を受けているが、当該誓約書の主体はあくまでも債務者となっており、その記載内容からは、弁済義務のない第三者自らが債務を引き受ける旨の意思を明らかにしていることが明確に示されているとは言い難い。本債権は、債権額が大きく、最終的には法的措置を検討する可能性もあるところ、現状の納入誓約書では、債務者の債務について一部代理として弁済しているのみであり、債務全額について引き受ける意思はないとの反論が予想される。

そのため、第三者が自ら債務を引き受ける旨の意思を明らかにしている場合には、当該第三者から提出を受ける納入誓約書の記載は、当該第三者が債務の全額を支払う意思を有していることについて明確に記載された内容とすべきである。

第7 災害援護資金貸付金

1 債権の概要及び根拠法令

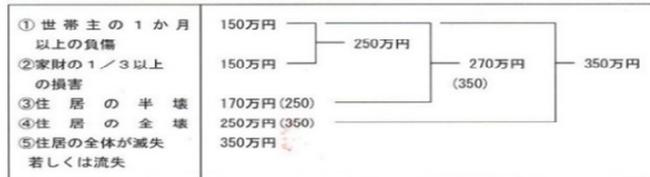
(1) 債権の内容

本債権は、災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項に基づき、災害救助法の適用対象となる災害によって世帯主が負傷しあるいは住居又は家財に損害が生じた世帯に対し、生活を立て直すための資金として貸し付けたことにより生ずるものである。詳細は以下のとおりである。

災害援護資金の概要

○根拠法律「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭48法82)

- (1) 実施主体 市町村
- (2) 対象災害 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
- (3) 受給者 (2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (4) 貸付限度額 350万円



(注)被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額

(5) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	

- (6) 利率 年3% (据置期間中は無利子)
- (7) 据置期間 3年 (特別の場合5年)
- (8) 償還期間 10年 (据置期間を含む)
- (9) 償還方法 年賦又は半年賦
- (10) 貸付原資負担 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3

(2) 根拠法令

災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項が災害援護資金の貸付け事務を定め、同法施行令がこれを詳細化する。

また、本市における貸付額等は、宮崎市災害弔慰金の支給に関する条例において規定され、同施行規則が貸付申込みに係る様式等を定めている。

なお、貸付がなされた後の本市と貸付を受けた者との法律関係は、民法上の金銭消費貸借契約によって規律される。

【災害弔慰金の支給等に関する法律】

(災害援護資金の貸付け)

第 10 条

市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

- 一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷
 - 二 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害
- 2 項以下省略

【宮崎市災害弔慰金の支給に関する条例】

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条

市は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条

災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150 万円
 - ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
 - ハ 住居が半壊した場合 270 万円
 - ニ 住居が全壊した場合 350 万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円
 - ロ 住居が半壊した場合 170 万円
 - ハ 住居が全壊した場合（ニの場合を除く。） 250 万円
 - ニ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350 万円
- (3) 第 1 号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（利率）

第14条

災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条

災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

【民法】

（消費貸借）

第587条

消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

(3) 債権の種類 私人債権

(4) 消滅時効期間 10年（民法第166条第1項）

(5) 債権発生から調定・収納の流れ

（貸付の対象となる災害が発生することが前提）まず、災害援護資金の貸付を受けようとする者が、所定の借入申請書と添付書類を市（福祉総務課）に提出して貸付を申請する。これに対し、市が貸付の要件を審査した上、要件を充足するものと認められたときは貸付の決定を行う。貸付の決定がなされたときは、申請者より借用書等を徴求した上、申請者が指定する振込先に貸付金を振り込んで交付する。このようにして、市と申請者との間で金銭消費貸借契約に基づく貸付返還債権（債務）が発生する。

上記（1）の資料のとおり、償還は3年の据置期間を経て開始されるが、実際の償還は、毎年4月に市より債務者に対し送付される納入通知書（年賦は1通、半年賦は2通）に基づいてなされる。納入通知書は当該年度中に納期限が到来する償還金について発行され、この納入通知書の作成時に調定を行う扱いである。

債務者は、この納入通知書を金融機関等に持参して償還金を払い込み、これをもって市が収納する。

(6) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成 27 年度ないし平成 29 年度の災害援護資金貸付金の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	21,660,688	49,751,627	0	58,927,182	0	53,585,767
(件数)	(124)	(231)	(0)	(289)	(0)	(278)
②収入額	9,024,347	3,460,786	0	5,341,415	0	2,713,460
(件数)	(57)	(48)	(0)	(44)	(0)	(38)
③不納欠損額	0	0	0	0	0	0
(件数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
④収入未済額	12,636,341	46,290,841	0	53,585,767	0	50,872,307
(件数)	(70)	(219)	(0)	(278)	(0)	(273)
⑤収納率 (②/①)	41.7%	7.0%	-	9.1%	-	5.1%

(単位：円)

※ 補足説明

本市における災害援護資金貸付金債権は、平成 5 年台風 13 号及び平成 17 年台風 14 号により発生した災害を対象とするものである。災害援護資金貸付金債権の償還期間は据置期間を含めて 10 年であるため、平成 17 年台風 14 号の発生から 10 年後の平成 27 年度をもって全ての貸付金の償還期限が到来し、本債権の現年度調定は全て終了した。このため、平成 28 年度以降は、既に償還期限の経過した債権（すなわち過年度分）の回収のみが残存していることとなる。

(7) 減免ないし軽減の制度

災害弔慰金の支給等に関する法律第 13 条第 1 項に、一定の要件のもと災害援護資金の全部又は一部の償還の免除を認める規定がある。しかし、過去に遡っても減免された事例は存在しない。

(8) 所管課 福祉部福祉総務課

2 監査の視点及び手法

(1) 事務の概要の把握

本債権の概要について所管課から提出された調査票、事務担当者からのヒアリング等によって説明を受けた上、各種マニュアル等の関連資料を閲覧するなどして調査した。

(2) 適法性・効率性・公平性

本債権の管理回収に係る事務が根拠条例及び規則に従って執行されているか否か、効率的に執行されているか否か及びその執行が公平に適っているか否かにつき、事務担当者からのヒアリングの実施及び関連資料の閲覧等の方法によって調査した。

3 監査事項及び監査結果

(1) 債権管理事務の状況

ア 人員体制

専ら債権管理事務を担当する職員はおらず、貸付事務の担当者1名が管理回収業務も行っている。

イ 債権管理システム

専用の管理システムを導入しており、これに債務者の情報、貸付額、調定額、収納額、未収額等が記録される。

ウ 債権管理回収に係る要綱・要領・マニュアル等

- ・災害援護資金貸付事務要領
- ・災害援護資金貸付事務処理フロー
- ・災害援護資金貸付事務の流れ

の各種マニュアルに基づき事務処理がなされている。

(2) 滞納整理

ア 滞納発生時の対応

滞納により翌年度以降に繰り越しとなった債権については、催告状を年に2回程度送付するほか、長期間納付されないあるいは催告状に対しても反応がない債務者に対しては戸別訪問を行う。

約定どおりの償還が困難な場合は、「債務承認及び分納誓約書」を徴収して分納を認める扱いとしている。また、必要に応じて納税状況や金融機関、生命保険、給与等の流動資産の有無について調査を行うことについての同意書を徴収し、これらの調査を行うこともある（但し、債務者による任意の同意が前提となる）。

イ 法的措置

直近の対象災害である平成17年台風14号による災害に対して行った貸付については、法的措置を採った事例はない。また、資料が現存する限り、平成5年台風13号による災害に対して行った貸付についても法的措置を採ったことはない模様である。

ウ 収入未済額の滞納年数内訳

現時点で残存している債権は、全て平成17年度に発生したものである。

(3) 時効管理

平成5年度に発生した貸付金債権で、一部消滅時効が完成したものがあり、後記のとおり不納欠損処理を行っている。平成17年度に発生した貸付金債権については、まだ消滅時効にかかる債権は存在しないが、平成31年度頃からは生ずる可能性がある。

担当課としては、約定どおりの償還がなされない、あるいは分納の合意ができていない債務者に対しては、一部を納付させたり、債務承認書を徴収するなどして時効中断の措置を採っている。

(4) 不納欠損処理の状況

平成5年度に発生した貸付金債権については、消滅時効が完成しているもの等を平成23年度に不納欠損処理した。

平成 17 年度に発生した貸付金債権については、現時点で不納欠損処理をした例はない。

4 指摘・意見

(1) 指 摘 特にない。

(2) 意 見

【意見 6 1】

前記 1 (6) のとおり、本債権は、過年度分の回収率が平成 27 年度で 7 %、平成 28 年度で 9.1 %、平成 29 年度で 5.1 %と、低調である。

その原因の一つに、催告や戸別訪問の頻度があるものと考えられる。担当者によれば、前記のとおり、滞納者に対する催告は書面で概ね年に 2 回なされるものの、戸別訪問は一定期間納付がない者等に限られており、債務者に対し償還を促す効果としては疑問がある。催告や戸別訪問によって任意の償還を促すならば、相応の頻度である必要があるが、現状では貸付事務の担当者 1 名がこうした回収業務も兼務している状態であって、平成 29 年度末現在で収入未済件数 273 件、人数にして 40 名に上る債務者（しかも、その全員が既に約定どおりの償還がなされていない者である）に対し的確な回収業務をするには十分な体制とは言い難い。

したがって、現状のとおり催告書の送付や戸別訪問によって償還を促すならば、担当者の増員や回収業務の効率化など回収体制の見直しが必要であると考えられる。

【意見 6 2】

実際に分納相談等に応じている担当者によれば、本債権の過年度分の回収が低調である別の原因として、ほとんどの貸付事例で住宅が浸水被害に遭っており、本貸付金によって賄われる以外にも生活再建に多額の資金を要していることによって償還が追いつかないという実態があるという。

そもそも災害援護資金貸付金制度が一定の大規模災害によって甚大な被害を受けた者に対して資金を貸し付けるという福祉目的を有していることからすれば、貸付金のうち回収不能となる事例があることはやむを得ないと言える。

そうであれば、困窮等により償還が困難となり、かつ将来にわたっても返済

能力を回復する見込みがない事例など（現に本市においてそのような事例があるかどうかは別として）、管理回収業務を行うこと自体経済合理性のない事例については、一定の要件のもと債権を放棄し、管理回収業務の対象から除外する扱いとすることも検討することが望ましい。

第8 母子父子寡婦福祉資金貸付金

1 債権の概要及び根拠法令

(1) 債権の内容

母子及び父子並びに寡婦福祉法は、母子家庭、父子家庭及び寡婦（配偶者のない女性で、かつて児童を扶養していた者）に対し必要な福祉の措置を行うものと規定しており、その一環として、母子家庭の母、父子家庭の父、ひとり親家庭の児童又は寡婦に対し、経済的自立に資するための福祉資金の貸付を行うべきことを定めている（同法第13条、第31条の6、第32条）。この事業主体は原則として都道府県であるが、同法第46条及び関連する法令の規定により、中核市にあっては当該中核市がその事務を処理するものとされている。

このため、中核市である本市では、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、生活資金、結婚資金の計12種類の福祉資金貸付制度を設けてその貸付事業を行っている。

平成29年度末現在において、約900件の貸付実績（延べ貸付件数であり、複数の貸付制度を利用している利用者もいるので、実際の利用者数とは幾分異なる）がある。

(2) 根拠法令

母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6、第32条に基づき貸し付けられ、同法施行令及び宮崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則によってその手続等の詳細が規定される。

なお、貸し付けられた後の本市と貸付けを受けた者との法律関係は、民法上の金銭消費貸借契約によって規律される。

【母子及び父子並びに寡婦福祉法】

(母子福祉資金の貸付け)

第 13 条 都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童（配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第 877 条の規定により 20 歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその 20 歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下この項及び第 3 項において同じ。）に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

- 一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
- 二 配偶者のない女子が扶養している児童の修学に必要な資金
- 三 配偶者のない女子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者のない女子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であって政令で定めるもの

(父子福祉資金の貸付け)

第 31 条の 6

都道府県は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童（配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第 877 条の規定により 20 歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその 20 歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下この項及び第 3 項において同じ。）に対し、配偶者のない男子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

- 一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
- 二 配偶者のない男子が扶養している児童の修学に必要な資金
- 三 配偶者のない男子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

(寡婦福祉資金の貸付け)

第 32 条

都道府県は、寡婦又は寡婦が民法第 877 条の規定により扶養している 20 歳以上である子その他これに準ずる者（以下この項及び次項において「寡婦の被扶養者」という。）に対し、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて寡婦の被扶養者の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

- 一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
- 二 寡婦の被扶養者の修学に必要な資金
- 三 寡婦又は寡婦の被扶養者が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
- 四 前三号に掲げるもののほか、寡婦及び寡婦の被扶養者の福祉のために必要な資金であ

って政令で定めるもの

【宮崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則】

(定義)

第1条の2

この規則において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉資金 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金をいう。
- (2) 事業開始資金 母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金をいう。
- (3) 事業継続資金 母子事業継続資金、父子事業継続資金及び寡婦事業継続資金をいう。
- (4) 修学資金 母子修学資金、父子修学資金及び寡婦修学資金をいう。
- (5) 技能習得資金 母子技能習得資金、父子技能習得資金及び寡婦技能習得資金をいう。
- (6) 修業資金 母子修業資金、父子修業資金及び寡婦修業資金をいう。
- (7) 就職支度資金 母子就職支度資金、父子就職支度資金及び寡婦就職支度資金をいう。
- (8) 医療介護資金 母子医療介護資金、父子医療介護資金及び寡婦医療介護資金をいう。
- (9) 住宅資金 母子住宅資金、父子住宅資金及び寡婦住宅資金をいう。
- (10) 転宅資金 母子転宅資金、父子転宅資金及び寡婦転宅資金をいう。
- (11) 就学支度資金 母子就学支度資金、父子就学支度資金及び寡婦就学支度資金をいう。
- (12) 生活資金 母子生活資金、父子生活資金及び寡婦生活資金をいう。
- (13) 結婚資金 母子結婚資金、父子結婚資金及び寡婦結婚資金をいう。

【民法】

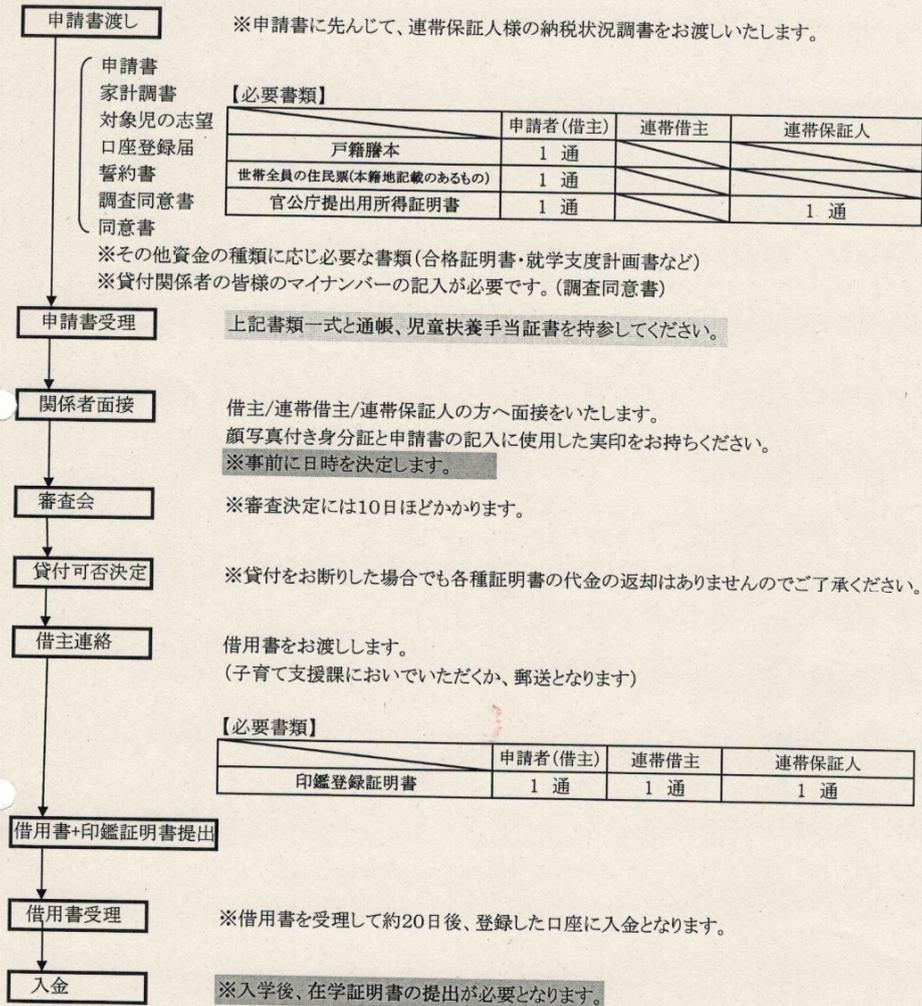
(消費貸借)

第587条

消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

- (4) 消滅時効期間 10年(民法第167条第1項)

就学支度資金 《母子・父子・寡婦福祉資金貸付の流れ》



- ※申請書・誓約書・借用書は各自直筆です。
- ※印鑑は実印を使用してください。
- ※各種証明書は3ヶ月有効です。
- ※戸籍謄本は子どもの籍が夫側にある時は、夫の戸籍謄本も必要です。
- ※住民票は本籍地の記載があるもの

(5) 債権発生から調定・収納の流れ

所定の様式に基づき貸付の申込みがなされ、審査に基づき貸付が決定されると、本市と申込者との間で借用書を交わし、本市が申込者（借主）に対し所定の金銭を振込によって交付することで、貸付金債権が発生する。貸付までの流れは、概ね前頁のフロー図のとおりである。

借主は、一定の据置期間（貸付の目的によって異なる）を経て、口座振替又は納付書に基づき、償還期間内に年賦、半年賦又は月賦により元利均等払の方法で償還するものと定められている（宮崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第23条第1項）。但し、本市では原則として口座振替による運用としており、過年度分については納付書及び郵便払込取扱票等によっている。

(6) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成27年度ないし平成29年度の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

【母子福祉資金】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	23,523,941	97,569,009	21,363,234	86,839,605	18,528,242	77,836,947
（件数）	(3,583)	(19,933)	(3,423)	(18,080)	(3,199)	(16,138)
②収入額	22,020,474	10,498,624	20,385,013	9,980,879	18,017,516	11,023,494
（件数）	(3,321)	(1,896)	(3,252)	(2,113)	(3,106)	(2,402)
③不納欠損額	0	1,734,247	0	0	0	276,840
（件数）	(0)	(219)	(0)	(0)	(0)	(31)
④収入未済額	1,503,467	85,336,138	978,221	76,858,726	510,726	66,536,613
（件数）	(262)	(17,818)	(171)	(15,967)	(93)	(13,705)
⑤収納率 (②/①)	93.6%	10.8%	95.4%	11.5%	97.2%	14.2%

（単位：円）

【寡婦福祉資金】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	272,236	7,321,277	176,640	6,108,977	148,104	5,758,721
(件数)	(51)	(964)	(30)	(702)	(24)	(672)
②収入額	272,236	581,246	176,640	350,256	148,104	105,156
(件数)	(51)	(144)	(30)	(30)	(24)	(11)
③不納欠損額	0	631,054	0	0	0	0
(件数)	(0)	(118)	(0)	(0)	(0)	(0)
④収入未済額	0	6,108,977	0	5,758,721	0	5,653,565
(件数)	(0)	(702)	(0)	(672)	(0)	(661)
⑤収納率 (②/①)	100.0%	7.9%	100.0%	5.7%	100.0%	1.8%

(単位：円)

(7) 減免ないし軽減の制度

母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条第1項及び第2項、施行令第19条ないし第22条、宮崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第24条等によって、一定の事由が生じた場合に償還の免除ないし猶予をすることができるものとされている。

(8) 所管課 福祉部子ども未来局子育て支援課

2 監査の視点及び方法

(1) 事務の概要の把握

本債権の概要について所管課から提出された調査票、事務担当者からのヒアリング等によって説明を受けた上、関連資料を閲覧するなどして調査した。

(2) 適法性・効率性・公平性

本債権の管理回収に係る事務が根拠条例及び規則に従って執行されているか否か、効率的に執行されているか否か（特に、過年度収入未済分の回収状況と不納欠損処理について）及びその執行が公平に適しているか否かにつき、事務担当者

からのヒアリングの実施及び関連資料の閲覧等の方法によって調査した。

3 監査事項及び監査結果

(1) 債権管理事務の状況

ア 人員体制

専ら債権管理事務を担当する職員はおらず、貸付業務の担当者1名が兼務している。また、貸付に関する相談や就労支援等の業務を行う「母子・父子自立支援員」という嘱託員4名とがおり、分納相談や償還の督促等の債権管理業務も分担している。その他、12名の「宮崎市福祉協力員」による訪問集金も行われている。

イ 債権管理システム

母子父子寡婦福祉資金貸付事務に関するパッケージソフトウェアがあり、これを購入して使用している。このシステムでは、貸付状況、償還状況、遅滞の状況などが借主別（厳密には貸付債権別）に管理されており、口座振替や納付書を使用した納付によって償還金を収納した場合、基幹となる財務会計システムから本システムに情報が反映される仕組みとなっている。

ウ 債権管理回収に係る要綱・要領・マニュアル等

「宮崎市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」というマニュアルが定められている。

(2) 滞納整理

ア 滞納発生時の対応

滞納時に備え、申込時に連帯保証人を要求している。

現年度分について滞納が発生すれば、督促の葉書を送付して償還を催告する。過年度分(償還期限を経過したまま翌年度以降に繰り越したもの)については、適宜電話による償還指導も実施している。

また、納税状況、金融機関や生命保険会社等との取引状況、勤務先における給与の支給状況に関する調査を行うことについての調査同意書を書式としては用意しているが、現在の担当者が把握している限り、実際に財産調査を実施した例はない。

イ 法的措置

現在の担当者が把握している限り、滞納者に対して法的措置を採った例はない。

ウ 収入未済額の滞納年数内訳

古いものだと昭和の時代に発生し、ごく少額ずつながら償還されているため時効消滅せずに残存しているものがある。

過年度分の残高の大半は、平成 10 年に本市が中核市に移行した際に宮崎県から事務移譲された時点で存在した過年度収入未済額である（事務移譲の時点で、利息を含む約 8360 万円）。

(3) 時効管理の状況

分納誓約書を徴求の上分納を求めているが、全く償還がなされていない借主の場合、時効中断のための分納誓約書の徴求はできていない。

また、時効中断のための訴訟、仮差押え等の裁判手続は実施されていない。

(4) 不納欠損処理の状況

平成 27 年度と平成 29 年度で不納欠損処理を行っている。

平成 27 年度は 3 件であり、借主、連帯借主（修学資金等の場合）、連帯保証人のいずれもが死亡、破産、行方不明、生活保護受給により回収不能となったものである。

平成 29 年度は 2 件であり、いずれも消滅時効の援用である。

なお、ここでいう「行方不明」には、県外に転居した後住居の追跡が困難となった者を含む。もっとも、本課では、年に 1 回、地方を選定して、回収のため県外まで訪問を実施している。

(5) 考 察

母子福祉資金、寡婦福祉資金に共通して、現年度分の回収率は極めて高く、特に寡婦福祉資金に至っては、直近 3 年間は 100%で推移している。これは、貸付時の審査の際に、返済能力に応じた額を貸し付ける運用としているためであると考えられるが、担当者や母子・父子自立支援員、福祉協力員等の努力の成果である

とも言えよう。

また、母子福祉資金、寡婦福祉資金のいずれも、過年度収入未済額が高額に上っている一方、直近3年間で、その期末残高が毎年約1,000万円ずつ減少している。この点にも担当者らの努力を垣間見ることができる。

今後も引き続き、現年度分については現状のとおりの実確な回収を、過年度分についてはさらなる回収率の向上に向けて努力されたい。

4 指摘・意見

(1) 指 摘 特にない。

(2) 意 見

【意見63】

本課の担当者からの聴き取りによれば、償還の途絶えた債務者に対する時効中断のための分納誓約書の徴求は必ずしも徹底されていないとのことである。

後記【意見64】のとおり、消滅時効が完成した債権については早期の不納欠損処理を行うことが望ましいが、回収に向けて一定の努力をしたにもかかわらず回収に至らなかったことが前提となるのは言うまでもない。時効管理はその基本であり、漫然と本債権を時効消滅させることのないよう、分納誓約書や残高確認書によって債務承認を求めることなどの徹底を今一度図るべきである。

【意見64】

上記1(6)の表のとおり、減少傾向にあるとは言え、母子福祉資金と寡婦福祉資金を合わせて、平成29年度末で過年度収入未済が7,200万円余りに上っており、その遠因として、平成10年に本市が中核市に移行した際に宮崎県より事務移譲された時点で約8,360万円の過年度収入未済があったことが判明している。そして、この時に移譲された債権の中には、現在に至っても管理対象となっているものがある。

このうち、少額ずつでも償還されているものについては償還を継続させる必要があり、そうするより他にないが、償還が途絶えてから一定期間（なかならず消滅時効期間である最後の時効中断から10年）が経過したものや、債務者の置かれた状況に照らし回収が著しく困難となったもの等については、管理回収

に要するコスト（本市の内部的コストを含む）と以後の回収可能性を比較衡量し、管理回収コストが回収の期待を上回ると判断される場合にはこれを積極的に不納欠損処理するなどして、管理回収の効率化を図るべきである。

特に、時効中断に努めたにもかかわらず消滅時効が完成したものについては、援用を待たずに不納欠損処理をすることを視野に入れるべきである。というのも、本債権は私債権であって時効消滅には債務者による援用を要するのが民法の原則であるが、この消滅時効の援用は債権者からはなし得ないためである。そのような場合であっても、請求すれば消滅時効の援用をさせることは目に見えているのだから、かかる債権の管理を継続することはコストの無駄である上、本市の財産状態に関する形式と実態の乖離にもつながってしまう。本債権の実務に適した形での管理回収の効率化をお願いしたい。

【意見 6 5】

現在、本債権の貸付から滞納整理までの業務一般について、「宮崎市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」と題する要領が存在し、その第 38 条において滞納整理に関する規定がなされている。本要領には一定の具体的な事務処理要領が記載されているものの、滞納整理に関する第 38 条第 2 項では「…納期限までに納入されないは、…催告書を…定期的に発送するものとする（原文ママ）」、同 4 項では「滞納が長期化するときは、償還計画を立てさせ…」など、概括的な規定にとどまっている。また、同 3 項では、「継続して滞納がある借主…に対して、文書や電話による償還指導を行い、必要に応じて直接家庭や職場等を訪問し、償還指導を行う」と規定されているが、文書、電話、訪問をいかなる場合に行うべきかに関する規定は存在せず、不文的な運用に委ねられているのが現状である。

そこで、本債権の管理回収について、滞納から不納欠損処理に至るまでの一貫した内部マニュアルを策定し、画一的かつ効率的な事務処理ができるようにすべきである。

【意見 6 6】

本債権について滞納がある場合でも、現時点で訴訟等の法的手続が採られたことはない模様である。法的手続には一定のコストと手間がかかる上、強制執行の対象となる資産がなければ現実の回収は困難であるが、判決の有する執行力を背景に訴訟上の和解によって任意の支払を促すなどの事実上の効果もあるので、適切に活用されたい。

第9 宮崎市総合発達支援センター負担金、使用料、手数料、給付費

1 債権の概要及び根拠法令

(1) 債権の内容

本市が宮崎市新別府町久保田 657 番地 4 に有する宮崎市総合発達支援センター「おおぞら」（以下、本項において「本センター」という）は、障害を持つ子どもと家族が地域で生活を送るために支援を行う総合的な療育の拠点施設である。

本センターは、①小児科、精神科、耳鼻咽喉科、眼科、整形外科の医師による診察のほか、医療専門職による理学療法、作業療法、言語療法、心理療法、機能訓練等を行う診療部、②児童発達支援センター「すびか」及び指定生活介護事業所「宙（そら）」の通所施設を所管する通所部、相談支援事業所としての「そうだんサポートセンターおおぞら」を有し各種相談に当たる地域生活支援部によって構成され、医療サービスや障害福祉サービス等を提供している。このサービス提供に伴って生じる報酬等が、ここで監査の対象となる債権である。

なお、本センターは本市が自ら事業主体となって設置しているものであるが、管理運営は指定管理者たる社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団に委託されている。

(2) 根拠法令

本センターの設置及び運営につき、宮崎市総合発達支援センター条例及び同施行規則。実施するサービスないし措置につき、障害者総合支援法及び児童福祉法（並びにその各種施行令、施行規則等。これらについては条文の列挙を省略する。）。

【宮崎市総合発達支援センター条例】

(設置)

第1条

心身に障害のある児童及びその疑いのある児童（以下「児童」という。）並びに障害者の福祉の増進を図るため、宮崎市新別府町久保田 657 番地 4 に宮崎市総合発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(使用料等)

第11条

第3条第1号の診療所の利用に係る使用料及び手数料の額は、別表のとおりとする。

2 使用料及び手数料は、規則で定めるところにより徴収する。

(使用料等の減免)

第12条

市長は、特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減額し、又は免除する

ことができる。

【宮崎市総合発達支援センター条例】

(使用料等の徴収)

第3条

条例第3条第1号の診療所の利用に係る使用料及び手数料は、診療を受け、又は診断書等の交付を受けた当日に納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(3) 債権の種類 私債権

(4) 消滅時効期間

医師の診療に係る債権につき、3年（民法第170条第1号）
その他の債権につき、10年（民法第167条第1項）

(5) 債権発生から調定・収納の流れ

ア 「負担金」について

「負担金」とは、宮崎市以外の市町村に居住する者にも本センターを利用する者がいることから、利用者の居住する市町村と協定を締結し、本来当該利用者が居住する市町村においてサービスを受けていたならば当該市町村が負担することとなるべき金銭を指す。

この負担金は、他市町村と締結している協定に基づき、利用見込人数や給付を実施するサービスの内容等に基づき前年度に推計した当年度の負担金について、利用者のいる市町村に負担金を請求する文書を当年度に発出して収納する。その上で、この負担金と実際の利用実績とに齟齬が生じた場合は、翌年度に差し引き精算をする。

イ 「使用料」について

「使用料」とは、医師の診療を実施した場合の診療報酬、通所部の有する通所施設を利用する場合の自己（保護者）負担分及び給食費である。

診療報酬には、国保連合会、健康保険等の社会保険による保険給付部分と、窓口で利用者本人が負担すべき部分とがあり、その両方を歳入として計上しているところ、利用者本人負担の部分がここでいう「使用料」である。

通所施設の利用料についても、障害福祉サービスの給付に基づき国保連合会等から給付される部分と、毎月利用者本人が負担すべき部分とがあり、そのいずれも歳入として計上しているところ、利用者本人負担の部分がここでいう「使用料」である。

これら「使用料」の算定及び請求は、一般的な医療機関や障害福祉サービス事業所が行うものと特段の違いはない。

ウ 「手数料」について

「手数料」とは、診断書等の文書料であり、条例第 11 条及びその別表で金額が定められている。この「手数料」は、文書発行と引換えで窓口にて徴収する。

エ 「給付費」について

「給付費」とは、指定通所支援や障害福祉サービスの給付に基づき、国・県・市から支払われる給付金である。この「給付費」は、各法律及び厚生労働省所定の手続に従って請求・収納を行っている。

オ 実質的な債権管理事務の対象について

以上のとおり、本センターの業務に関連して生ずる債権は 4 種類に分類されるが、このうち「負担金」は他市町村より、「給付費」は国・県・市より支払われるものであるから、請求の手続を了すれば、それ以上の管理回収を行う必要はない。したがって、本市が実質的に管理回収をする必要があるのは、「使用料」のうち自己負担分と「手数料」である。

(6) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成 27 年度ないし平成 29 年度の宮崎市総合発達支援センター負担金、使用料、手数料、給付費の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	82,660,313	0	77,508,377	50,196	266,055,683	50,196
(件数)	(520)	(0)	(579)	(21)	(371)	(21)
②収入額	82,610,117	0	77,508,377	0	266,055,663	0
(件数)	(499)	(0)	(579)	(0)	(350)	(0)
③不納欠損額	0	0	0	0	0	0
(件数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
④収入未済額	50,196	0	0	50,196	0	50,196
(件数)	(21)	(0)	(0)	(21)	(0)	(21)
⑤収納率 (②/①)	99.9%	-	100.0%	0.0%	100.00%	0.0%

(単位：円)

※ 補足説明

平成28年度以前と平成29年度以降では調定額が大きく差があるが、これは管理・集計の方法が異なるためであり、事業運営自体には特に違いはない。

また、各年度とも、調定1件当たりの金額が十数万円ないし数十万円単位となるが、これは、国保や健康保険等に対する診療報酬請求のための調定や、市町村に対する負担金の調定を一括で行っているためである。

(7) 減免ないし軽減の制度

宮崎市総合発達支援センター条例第12条に、市長が特に必要があると認めるときに使用料又は手数料を減免することができる旨の規定がある。

(8) 所管課

～平成28年度 福祉部障がい福祉課
平成29年度～ 福祉部子ども未来局親子保健課（障がい福祉課より移管）

2 監査の視点及び手法

(1) 事務の概要の把握

本債権の概要について所管課から提出された調査票、事務担当者からのヒアリング等によって説明を受けた上、関連資料を閲覧するなどして調査した。

(2) 適法性・効率性・公平性

本債権の管理回収に係る事務が根拠法令や内規に従って執行されているか否か、効率的に執行されているか否か及びその執行が公平に適っているか否かにつき、事務担当者からのヒアリングの実施及び関連資料の閲覧等の方法によって調査した。

3 監査事項及び監査結果

(1) 債権管理の状況

ア 人員体制

本センターの有する債権の管理回収は、全て本センターの事務局（すなわち指定管理者の職員）において行っており、本市の職員が直接行っているものではない。

イ 債権管理システム

一般的な医療機関が使用している診療報酬計算システム（所謂レセプトコンピュータ）、障害福祉サービスの点数計算に使用するシステム、金銭出納に関するシステムを、本センターにおいて使用しているが、債権管理の専用システム等は使用していない。

ウ 債権管理回収に係る要綱・要領・マニュアル等

本市が定める宮崎市私債権等管理マニュアルに準拠しており、本センター独自のものは特に存在しない。

(2) 滞納整理

ア 滞納発生時の対応

そもそも滞納が発生すること自体稀であるが、利用者の手元不如意等により窓口での支払を受けることができなかつたときなどは、以後の利用時に未収があることを告知して支払を求めることとしており、これでほとんど回収できている。

収入未済となる例の多くは、通所施設の使用料につき未払があつた者が、年齢等の要件を充足しなくなつたことで利用を取りやめ、以後本センターを訪れなくなつて請求の契機（利用者にしてみれば支払の動機）がなくなるものである。

使用料等が継続的に未収となつたときは、文書や電話、あるいは戸別訪問によつて支払を督促する。

イ 法的措置

法的措置を実施した例はない。これは、利用者1人当たりの使用料の未収金額が僅少にとどまるという事情も関係している。

ウ 収入未済額の滞納年数内訳

現在ある50,196円の過年度収入未済は、平成18年度及び平成19年度に本センターを利用してゐた利用者2名に関するものである。このうち1名分、約2万円については、平成30年度に入つて回収を完了した。残る1名分の約3万円については、利用が終了して10年が経過し、その間一部の支払を受けることもできなかつたので、近々不納欠損処理をする予定である。

(3) 時効管理の状況

時効管理を要する債権が生ずる例があまりないが、時効管理を要する債権があるときは、一部支払による債務承認をもつて時効中断とするか、「債務承認及び分納誓約書」を徴求することにより時効中断を行っている。

(4) 不納欠損処理の状況

過去にも不納欠損処理を実施した事例はないが、上記(3)のとおり、近々に不納欠損処理を予定している債権がある。

(5) 考 察

本センターの有する債権の多くは国保や健康保険からの保険給付であり、調定した債権の大部分については管理回収の問題は生じない。また、利用者の自己負担部分についても、本センターが一定の長期間継続して利用することを前提とする施設であって、利用者としても継続利用しなければならないことから、使用料等を支払わなければならないという動機が強く、このため未収がほとんど発生しないものと推測される（担当課としても同様の見解を示している）。また、未収がある場合の窓口職員による声かけ等も奏功しているものと考えられる。

4 指摘・意見

(1) 指 摘 特にない。

(2) 意 見 特にない。

第10 乳幼児医療高額療養費返納金

1 債権の概要及び根拠法令

(1) 制度の概要

本市においては、平成24年1月より、就学前の乳幼児の医療費のうち本来自己負担となるべき部分について、保険診療内のものである限り本市が公費で全額を負担するものとしている（宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例）。

他方、国民健康保険及び各種社会保険においては、医療費が高額に及んだときは、本人負担額に上限を設け、差額を高額療養費として給付する制度がある。

ところが、この高額療養費が該当の医療を受けた乳幼児の保護者に直接支給されると、当該保護者は、本市の乳幼児医療費助成により医療費の負担を免れてもいるのであるから、この高額療養費について二重に給付を受ける結果となってしまう。このような二重の給付が発生してしまったときの調整のため、当該保護者に返納を求めるのが本債権である。

(2) 根拠法令

民法第703条（不当利得）

宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例

国民健康保険法、健康保険組合法等（条文の列挙は省略する。）

【民法】

(不当利得の返還義務)

第 703 条

法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

【宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例】

(助成)

第 6 条

市長は、対象者が保険医療機関等において医療を受けたときは、当該医療に要する費用（食事療養及び選定療養に係る費用を除く。）から社会保険各法の規定により保険者又は共済組合が負担すべき額（国又は地方公共団体が負担すべき額があるときは、これを加えて得た額）を控除した額の助成を行う。

- (3) 債権の種類 私債権
- (4) 消滅時効期間 10 年（民法第 176 条第 1 項）
- (5) 債権発生から調定・収納の流れ

平成 25 年度以降、本市と社会保険診療報酬支払基金との間で契約を締結し、同基金が診療報酬の支払事務を担当する医療費等（健康保険組合等の負担部分）と本市が負担した乳幼児医療費助成の給付に関する情報を同基金において突合せ、二重給付が生じないように調整しているため、現在では、健康保険組合等を支払者とする高額療養費と乳幼児医療費助成金が二重に給付されることはなくなっている。また、国民健康保険が負担する高額療養費については、本市が対象者から委任状を徴求した上、親子保健課と国民健康保険の保険者たる本市（担当：国保年金課）との間で調整する運用となっている。

このため、観念的には債権として発生するも、現在では実際に二重給付を受けた者から回収することはほとんどなくなっている。

したがって、現在の管理回収の対象は、専ら過年度収入未済分である。

- (6) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成 27 年度ないし平成 29 年度の乳幼児医療高額療養費返納金の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	11,468,887	330,046	10,491,175	203,644	10,273,708	132,728
(件数)	(17)	(10)	(15)	(7)	(16)	(5)
②収入額	11,468,887	126,402	10,491,175	70,916	10,273,708	58,164
(件数)	(17)	(5)	(15)	(2)	(16)	(2)
③不納欠損額	0	0	0	0	0	0
(件数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
④収入未済額	0	203,644	0	132,728	0	74,564
(件数)	(0)	(7)	(0)	(5)	(0)	(3)
⑤収納率 (②/①)	100.0%	38.3%	100.0%	34.8%	100.0%	43.8%

(単位：円)

(7) 所管課 福祉部子ども未来局親子保健課

2 監査の視点及び手法

(1) 事務の概要の把握

本債権の概要について所管課から提出された調査票、事務担当者からのヒアリング等によって説明を受けた上、関連資料を閲覧するなどして調査した。

(2) 適法性・効率性・公平性

本債権の管理回収に係る事務が根拠条例及び規則に従って執行されているか否か、効率的に執行されているか否か及びその執行が公平に適しているか否かにつき、事務担当者からのヒアリングの実施及び関連資料の閲覧等の方法によって調査した。

3 監査事項及び監査結果

(1) 債権管理事務の状況

ア 人員体制

専ら本債権の管理事務を担当する職員はおらず、乳幼児医療費助成金の事務担当者が返納金の管理回収も兼任している。

イ 債権管理システム

現年度調定分に関しては、特に専用の管理システムなどは有していない。過年度調定分のみ、Excel を使用して管理回収状況を記録している。

ウ 債権管理回収に係る要綱・要領・マニュアル等

特に存在しない。

(2) 滞納整理

ア 滞納発生時の対応

年に3度、納付書を送付した上で電話連絡をしており、現状ではこの方法で概ね回収できている。

イ 法的措置

法的措置を実施した例はない。

ウ 収入未済額の滞納年数内訳

最も古いもので平成24年度調定のものがある。

(3) 時効管理の状況

現行の運用では、現年度調定分で翌年度以降に繰り越すような事態となることはなく、また、過年度分についても連絡が取れるものについては順調に回収できているので、特段時効中断のための措置等を行っている例はない。但し、今年度に繰り越しているもののうち2件については、対象者と連絡が取れないことから、時効中断の措置を含め対応を検討している。

(4) 不納欠損処理の状況

現担当者が確認した限りにおいて、不納欠損処理を行った事例はない。

(5) 考 察

本債権は、現行の運用を行う限りにおいて、現年度調定分で収入未済が生ずることはないため、残された課題は過年度収入未済の回収である。もっとも、過年度分の収入未済についても、上記1(11)のとおり、平成27年度期首において33万円あまりの残高があったのに対し、平成29年度末の残高は7万円余りにまで減少しており、回収の努力が窺われる。

4 指摘・意見

(1) 指 摘 特にない。

(2) 意 見

【意見67】

現行の運用上、国民健康保険の被保険者が乳幼児医療高額療養費の給付対象となった場合、本市親子保健課において、二重払いとなる額を国民健康保険の保険者たる本市より代理受領することについての委任状を徴求し、これに基づいて処理を行っているとのことである。現在はこの運用が奏功して回収率100%となっているが、委任状の提出を拒否された場合にどのように対応するかが定かではない。この場合、原則に従って、現実に国民健康保険の保険者たる本市より高額療養費の給付を受けた者から直接回収しなければならないこととなろうが、このような運用であった平成24年度以前には、現に収入未済が発生しており、その回収事務が現在に至っても継続している。

国民健康保険においても、社会保険診療報酬支払基金と同様の運用ができないか、必要に応じて立法的解決を含めて検討されたい。運用の変更が困難である場合、いかにして確実に委任状を確保するかについても検討されたい。

第11 児童クラブ事業利用者負担金

1 債権の概要及び根拠法令

(1) 債権の内容

本市においては、児童福祉法第34条の8(放課後児童健全育成事業)の趣旨に基づき、保護者の就労等により、放課後に家庭で面倒を見ることができない小学校就学児童を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、健やかな成長を促すことを目的として、児童クラブを設置して児童の受入れを行っている。なお、実際の

運営は社会福祉法人やNPO法人に委託している。

この児童クラブ事業の実施に当たっては、利用の態様によって異なるものの、保護者より一定の利用者負担金を徴収しており、本債権はこの負担金に関するものである。

(2) 根拠法令

児童福祉法第34条の8に基づき、市町村は放課後児童健全育成事業を行うことができるものとされており、その負担金については宮崎市児童クラブ事業利用者負担金徴収条例及び施行規則が定める。

【児童福祉法】

第34条の8

市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

【宮崎市放課後児童クラブ利用者負担金徴収条例】

(趣旨)

第1条

この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の規定に基づき本市が実施する児童クラブ事業(以下「事業」という。)の利用者負担金(以下「負担金」という。)の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「利用児童」とは、事業を利用する児童をいう。

(事業の利用区分)

第3条 事業の利用区分は、次のとおりとする。

(1) 通常利用 毎週月曜日から土曜日までにおける利用

(2) 土曜日利用 毎週土曜日における利用

(3) 長期休業期間利用 春季休業期間、夏季休業期間、冬季休業期間又は学年末休業期間(以下「長期休業期間」という。)の月曜日から土曜日までにおける利用

(4) 長期休業期間平日利用 土曜日利用に加えて行う長期休業期間の月曜日から金曜日までにおける利用

2 春季休業期間、夏季休業期間、冬季休業期間及び学年末休業期間の期間は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定に基づき教育委員会が定める学校の休業日を勘案して、市長が定める。

(納入義務者)

第4条

利用児童が属する世帯の生計中心者（当該世帯を事実上主宰し、当該世帯の生計維持の中心となる者として市長が認めた者をいう。以下「納入義務者」という。）は、市長が別に定める期限までに、負担金を納入しなければならない。

（負担金の額）

第5条

負担金の額は、利用児童1人につき、次の各号に掲げる利用区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 通常利用 月額3,000円
- (2) 土曜日利用 月額500円
- (3) 長期休業期間利用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 春季休業期間 400円
 - ロ 夏季休業期間 4,000円（8月のみの利用にあつては、3,000円）
 - ハ 冬季休業期間 800円
 - ニ 学年末休業期間 400円
- (4) 長期休業期間平日利用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 春季休業期間 300円
 - ロ 夏季休業期間 3,200円（8月のみの利用にあつては、2,500円）
 - ハ 冬季休業期間 600円
 - ニ 学年末休業期間 300円

（負担金の額の特例）

第6条

前条の規定にかかわらず、多子世帯（納入義務者と生計を一にする世帯に属する児童の数が3人以上である世帯をいう。）に属する児童のうち、出生が最も早い児童から3人目以降の児童に係る負担金の額は、無料とする。

- 2 前条の規定にかかわらず、納入義務者と生計を一にする世帯に2人以上の利用児童（通常利用を行っている利用児童に限り、前項の規定により負担金の額が無料とされる利用児童を除く。）がいる場合における当該世帯の2人目の利用児童に係る負担金の額は、月額1,500円とする。
- 3 前条の規定にかかわらず、月の途中で通常利用又は土曜日利用を開始した利用児童に係る利用を開始した月の負担金の額は、無料とする。

（負担金の減免）

第7条

市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、負担金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 納入義務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。
- (2) 納入義務者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は要保護者に準ずる程度に困窮している者として、児童の就学に必要な援助を市から受けているとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(3) 債権の種類 私債権

なお、従前市では、児童クラブ事業利用者負担金を公債権と位置付けていたが、内閣府の見解を踏まえ、平成 29 年 6 月 1 日より、従前の運用を変更して私債権として取り扱うものとしている。

(4) 消滅時効期間 2 年（民法第 173 条第 3 号）

(5) 債権発生から調定・収納の流れ

毎月、財務会計システムと連動する児童クラブ事業の専用システムで個別に負担金を調定し、納付書の作成及び金融機関への振替データの作成を行っている。

負担金の納付は口座振替を原則としており、納付書による納付は口座振替をすることができない場合に限られる。利用者は、利用月の月末までに負担金を納付しなければならない。

振替・納付された負担金は、財務会計システムを通じて専用システムに反映される。

(6) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成 27 年度ないし平成 29 年度の児童クラブ事業利用者負担金の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	79,937,600	1,935,300	85,587,700	1,435,800	88,126,600	1,246,900
(件数)	(27,923)	(611)	(29,271)	(462)	(30,483)	(412)
②収入額	79,604,600	307,500	85,327,700	216,500	87,953,500	322,400
(件数)	(27,872)	(100)	(29,232)	(78)	(30,454)	(109)
③不納欠損額	0	525,000	0	232,400	0	0
(件数)	(0)	(166)	(0)	(76)	(0)	(0)
④収入未済額	333,000	1,102,800	260,000	986,900	173,100	924,500
(件数)	(119)	(345)	(100)	(312)	(56)	(300)
⑤収納率 (②/①)	99.6%	15.9%	99.7%	15.1%	99.8%	25.9%

(単位：円)

(7) 減免ないし軽減の制度

多子世帯(世帯に属する児童の数が3人以上である世帯)に属する児童のうち、出生が最も早い児童から3人目以降の児童に係る負担金の額は、無料となる(上記条例第6条第1項)。また、同一世帯で2名が児童クラブを利用(通常利用)する場合は、当該2人目の児童に係る負担金の額は、条例所定の金額の半額となる(同2項)。

このような多子世帯に対する優遇措置とは別に、生活保護世帯またはこれに準ずる者として本市から就学援助を受けている者等については、負担金の減免を受けることができ(上記条例第7条)、所定の申請書の提出を受けてこれを審査することとされている

(8) 所管課 教育委員会生涯学習課

2 監査の視点及び手法

(1) 事務の概要の把握

本債権の概要について所管課から提出された調査票、事務担当者からのヒアリング等によって説明を受けた上、児童クラブのしおり等の関連資料を閲覧するなどして調査した。

(2) 適法性・効率性・公平性

本債権の管理回収に係る事務が根拠条例及び規則に従って執行されているか否か、効率的に執行されているか否か及びその執行が公平に適っているか否かにつき、事務担当者からのヒアリングの実施及び関連資料の閲覧等の方法によって調査した。

3 監査事項及び監査結果

(1) 債権管理の状況

ア 人員体制

専ら本債権の管理事務を担当する職員はおらず、児童クラブ事業の担当者4名が債権管理事務も兼任している。なお、児童クラブの運営を委託する社会福祉法人等に、納付の指導等をさせることはしていない。

イ 債権管理システム

財務会計システムと連動する専用のシステムを使用している。この専用システムでは、個人別かつ期別で未納額がわかるようになっている。

ウ 債権管理回収に係る要綱・要領・マニュアル等

本事業に特化した債権回収マニュアル等は特に存在しない。

(2) 滞納整理

ア 滞納発生時の対応

主に電話と文書によって督促を行う。なお、児童クラブ利用希望者に対しては、「宮崎市児童クラブのしおり」を配布しており、そこに、「児童クラブ利用者負担金を滞納した場合は「入会を取り消すことがあります」と明記して注意喚起をしている。また、このことは、利用申請の際や説明会の際などにも、繰り返し指摘し、確実な納付を促している。

イ 法的措置

1人当たりの滞納額は多くても数万円程度にとどまり、人件費及び経費との兼ね合いで現実的でないこともあり、法的措置を実施した例はない。

ウ 収入未済の滞納年数内訳

現在収入未済残高にあるもので最も古い債権は、平成 19 年度調定分である。分納誓約書の提出を受け債務承認を経ているので、直ちに時効消滅するおそれはないが、結局一度も支払われていない。

(3) 時効管理の状況

分納や分納誓約書を提出させるなどして債務承認をさせ、もって時効中断事由としている。但し、分納となるのは児童クラブ利用を終了した者がほとんどであり、現に利用中の者が分納となる例は滅多にない。

(4) 不納欠損処理の状況

平成 27 年度及び平成 28 年度に不納欠損処理を行っている。これは、電話及び文書による催告を繰り返すも納付がなされないまま 5 年が経過し、時効が完成したことを理由とするものであった。なお、平成 28 年度までは、本債権は非強制徴収公債権として取り扱われていたので、最後の時効中断から 5 年の経過によって時効が完成したものとして処理したが、平成 29 年 6 月 1 日より私債権に取扱いが変更され、消滅時効が完成した債権であっても、債務者からの援用がなければ当該債権は消滅しないことから、平成 29 年度には不納欠損処理は行っていない。

(5) 考 察

本債権は、上記 1 (6) のとおり、現年度調定分については 99% 台後半の高い回収率を示している。これは、「児童クラブのしおり」や説明会における注意喚起により、利用者（保護者）に強い納付の動機を与えていることが奏功しているものと考えられる。

4 指摘・意見

(1) 指 摘 特にない。

(2) 意 見

【意見 6 8】

本債権のうち現年度調定分については高い回収率を示している一方、過年度収入未済分の回収状況は芳しくないと言わざるを得ない。これは、収入未済を過年度に繰り越している者の多くが既に児童クラブの利用を終えた者であり、

支払の優先度が落ちることが原因であると推測される。したがって、可能な限り児童クラブ利用中に負担金の回収を終えることが望ましい。

また、過年度収入未済のほとんどで、未収額は多くとも1名当たり数万円にとどまることから、本債権について法的手続を採ることは現実的ではないという。これは一理あるが、そうであれば、現状の回収事務を見直す必要がある。他の債権にあっては、督促状の送付や電話、訪問などを頻回に行うことで、過年度分も順調に回収している例がある。本債権においても、他の事業における回収方法を参考にするなどして、過年度収入未済分の回収を励行されたい。

【意見69】

従前、本債権については、回収不能となった場合の不納欠損処理も積極的に行われているものと認められる。本債権のように少額かつ多数の債権を管理するに当たっては、管理の効率化が不可欠であり、不納欠損による処理はこのような効率化に資することから、今後も引き続き、不納欠損処理可能なものは適時適切に処理するよう励行されたい。

ところで、本債権にあっては、分類の変更により私債権として取り扱われることとなったが、公債権と違って時効消滅には債務者による時効の援用が必要となり、期間の経過により当然に消滅するものではなくなった。そうすると、法律上は消滅時効期間を経過しても援用がない限り存続することとなるが、客観的に回収不能又は回収が著しく困難な状態に陥り、しかも消滅時効が完成しているにもかかわらずその管理を継続しなければならないのは不合理であり、業務の効率性の点からも問題がある。

したがって、このような私債権としての性質を踏まえ、本債権をいかなる事由によって不納欠損処理するかについての内部での基準が必要となるのではないかと考えられる。ここで基準を策定するに当たっては、必ずしも法律上の債権の消滅事由に限らず、回収を断念すべき事情を列挙するなどして、管理コストの抑制と適正な回収のバランスを図るよう意識されたい。

第12 ALT宿舎家賃

1 債権の概要及び根拠法令

(1) 債権の内容

本市では、市立学校における語学教育のため、教員を補助する立場の外国人助手（ALT）を選任して授業に当たらせているが、このようなALTは自ら住居

を確保することが容易ではないことから、本市が民間の賃貸住宅等を借り上げて A L T に入居させ、その賃料の一部を自ら本市に対し負担させる扱いとしている。この A L T に負担させている賃料の一部に相当するものが本債権である。

(2) 根拠法令

A L T 宿舎も宮崎市職員宿舎管理規則に基づいて管理されており、同規則が根拠となる。

<p>【宮崎市職員宿舎管理規則】</p> <p>(貸付料)</p> <p>第5条</p> <p>宿舎の貸付料の額は、市長が別に定める算定基準によるものとする。</p> <p>2 市長が、必要があると認める場合は、貸付料を減免することができる。</p> <p>(貸付料の徴収)</p> <p>第6条</p> <p>貸付料は、毎月 25 日までに市長が発行する納入通知書により納入しなければならない。</p>

(3) 債権の種類 私債権

(4) 消滅時効期間 10 年（民法第 176 条第 1 項）

(5) 債権発生から調定・収納の流れ

A L T が入居する住宅は、労働条件の通知とともに教育情報研修センターが指定する扱いとなっており、A L T が自ら負担すべき賃料については、本市に対し納付書により納付する。この納付書の発行の際に調定し、財務会計システムを通じて収納状況を管理する。

(6) 調定額、収入額、不納欠損額及び収入未済額の推移

平成 27 年度ないし平成 29 年度の A L T 宿舎家賃の調定額、収入額、不納欠損額及び収入未済額の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	1,717,200	0	1,648,000	0	1,933,600	33,200
(件数)	(96)	(0)	(94)	(0)	(112)	(2)
②収入額	1,717,200	0	1,641,800	0	1,933,600	0
(件数)	(96)	(0)	(92)	(0)	(112)	(0)
③不納欠損額	0	0	0	0	0	0
(件数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
④収入未済額	0	0	33,200	0	0	33,200
(件数)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(2)
⑤収納率 (②/①)	100.0%	-	99.6%	-	100.0%	0.0%

(単位：円)

(7) 所管課 教育委員会教育情報研修センター

2 監査の視点及び手法

(1) 事務の概要の把握

本債権の概要について所管課から提出された調査票、事務担当者からのヒアリング等によって説明を受けた上、管理台帳等の関連資料を閲覧するなどして調査した。

(2) 適法性・効率性・公平性

本債権の管理回収に係る事務が根拠条例及び規則に従って執行されているか否か、効率的に執行されているか否か及びその執行が公平に適しているか否かにつき、事務担当者からのヒアリングの実施及び関連資料の閲覧等の方法によって調査した。

3 監査事項及び監査結果

(1) 債権管理の状況

ア 人員体制

専ら本債権の管理事務を担当する職員はおらず、A L T の生活支援等全般を担当する職員が本債権の管理事務も兼任している。

イ 債権管理システム

本債権の管理のための専用システム等は特に存在せず、財務会計システムによって収納状況を管理する。

ウ 債権管理回収に係る要綱・要領・マニュアル等

本事業に特化した債権回収マニュアル等は特に存在しない。

(2) 滞納整理

ア 滞納発生時の対応

担当職員が個別に滞納の状態にあることを当該A L T に通知して納付を促す。

但し、現在収入未済となっている案件は、平成 28 年度に、当初契約に反して自己都合退職し、賃料の精算等の事後処理をしないまま無断で母国に帰国した者を債務者とするものである。このため、担当者において再三にわたり、電子メール及びエアメールにより連絡を試みているが、この元A L T とは音信不通の状態にある。

イ 法的措置

法的措置を実施した例はない。

ウ 収入未済額の滞納年数内訳

前記のとおり、平成 28 年度に発生したのみであり、これ以外には存在しない。

(3) 時効管理の状況

現在残存している過年度収入未済分 2 件は、既に帰国した元A L T に対するものであり、有効な時効中断の手段がない。

(4) 不納欠損処理の状況

過去に不納欠損処理された事例はない。

4 指摘・意見

(1) 指 摘 特にない。

(2) 意 見

【意見70】

現在収入未済の状態にある2件の債権は、金額にして33,200円と僅少であり、しかも、債務者である元ALTは既に帰国して音信不通となっている。外国に居住する者に対し金銭の支払いを請求する法的手続を行うとすれば相当の手間と経費がかかるので、上記金額を回収するために法的手続を実施することは、費用対効果の観点から現実的ではない。また、債務者が我が国に再入国する見込みは、あるかないかを含めて不明である上、再入国した場合でもその所在を推知することは困難である。

このような債権を、ただ請求権として存続することを理由に管理継続することも、やはり費用対効果の観点から疑問である。早期に不納欠損処理を実施し、管理業務を終了するのが妥当である。

第13 給食費（及び学校納入金一般）

1 債権の概要及び根拠法令

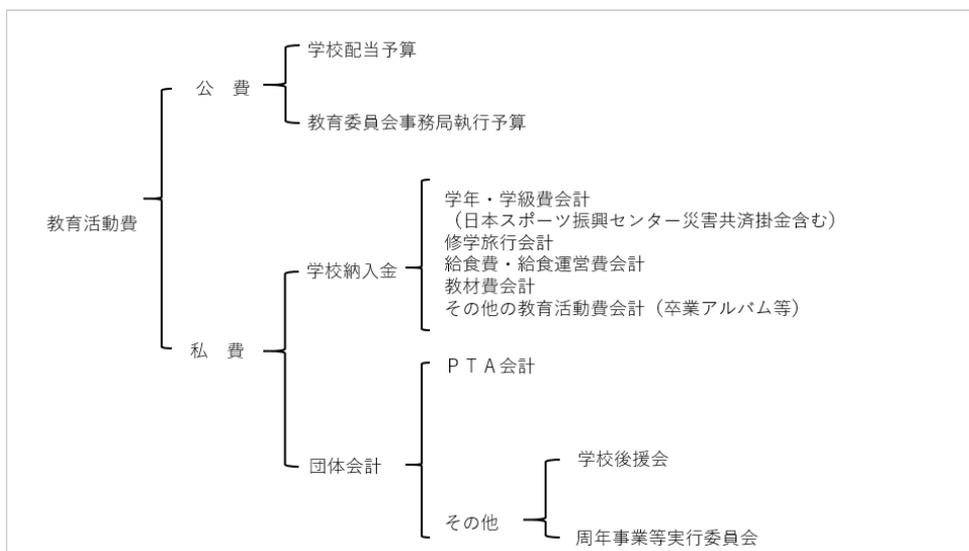
(1) 債権の内容

本市は市立学校（小学校及び中学校）において児童生徒に対し給食を提供しているが、学校給食の運営に必要な施設・設備及び人件費は当該義務教育諸学校設置者の負担と定められている（学校給食法第11条第1項）。他方、これ以外の経費（食材費を含む）は、児童生徒の保護者が負担するものとされている（同条第2項）。

このため、本市の市立学校でも学校単位で上記給食費を徴収して食材費に充てているところ、学校給食の実施主体は義務教育諸学校の設置者すなわち本市であること、学校長も独立の行政庁ではなく権利義務の主体とはなり得ないことから、

給食費を徴収する主体すなわち給食費の債権者は本市であるものと理解される。そこで、給食費も本市の有する債権として、本監査の対象とした。また、給食費と学校納入金一般では、管理回収方法等において給食費と重複する点が多いことから、ここでは学校納入金一般についても言及する。

なお、学校において要する経費である「教育活動費」は、学校施設設備の維持整備費や学校管理上発生する義務的経費、教科指導等で必要となる経費として公費で賄われるものと、給食費や教材費、修学旅行費、学年学級費といった「学校納入金」及びPTA会計等の「団体会計」からなる「私費会計」に分類される。この「学校納入金」は、実費としての性格が強いことから、公費ではなく受益者負担によるべきであるとの考え方により、児童生徒の保護者から徴収されるものである（分類については後記図表のとおり）。この学校納入金を含む私費会計は、原則として学校単位で徴収・管理されることとなっており、一部例外を除いて教育委員会が直接管理回収に関与することはない。また、管理回収の方法も、学校長の責任において学校単位で異なっており、統一的手法が採られているものではない。



(2) 根拠法令

学校給食に関しては、学校給食法第11条第1項において設備、人件費、光熱水費等の運営費を学校設置者の負担、第2項においてそれ以外の経費を保護者の負担と定めている。第2項の経費とは食材費を指しており、したがって、給食費たる食材費を学校単位で徴収することとなる。

また、学校納入金一般は、宮崎市立学校管理規則において、校長の裁量により設定するものとされている。

【学校給食法】

(経費の負担)

第 11 条

学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

- 2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

【宮崎市学校管理規則】

(学校納入金の取扱い)

第 78 条

校長は、教育上必要と認める場合は、学校納入金を設定することができる。ただし、保護者の経費負担の軽減に努めなければならない。

- 2 校長は、学校納入金の取扱いについては、公金に準じた処理を行い、保護者に会計報告を行わなければならない。

(3) 債権の種類 私債権

(4) 消滅時効期間 2年（民法第173条第3号）

(5) 債権発生から調定・収納の流れ

本市の市立学校の給食費は、毎年、以下のような流れで決定される。

- ① 公益財団法人宮崎県学校給食会が、物価動向等に基づき1食当たりの給食費の標準額を算出する。
- ② 上記の標準額は「保健給食分野会」という市立学校長の会合で協議される。
- ③ 上記②で承認を受けた標準額の算出結果は、教育委員会保健給食課を通じて各学校長に文書で通知される。
- ④ 上記③で通知された給食費の標準額に基づき、最終的には各学校のPTA総会によって、学校単位の給食費が決定される。

上記の過程を経て決定された給食費は、学校によって具体的な方法は異なるものの、口座振替又は現金によって徴収される。現金による徴収を採用している学校の場合、地区単位で地区役員が集金し、これを学校の事務室に持参して収納する。

集金された給食費は、学校長の責任のもと事務担当者が保管用の預金口座に入金して管理する。

学校納入金（特に教材費）は、学校又は学級で教材費を集金し、これをもって業者に支払をする場合と、業者が来校して直接児童生徒に教材を販売する場合とがあり、債権の管理回収が問題となるのは前者である。この場合の金銭の管理方法は、給食費と共通する。

(6) 年間未納率の推移（給食費）

年度	年間徴収予定総額	未納総額	未納率
平成27年度	1,501,503,580	1,245,427	0.08%
平成28年度	1,507,985,210	1,192,177	0.08%
平成29年度	1,506,904,420	1,285,720	0.09%

(単位：円)

※ 補足説明

この年間未納率は、本市全ての小中学校における給食費の徴収予定総額と未納総額から算出したものであり、学校によって収納状況は異なる。学校単位では、未納が全くのゼロである学校から、未納率が 0.6%に達する学校まであり、その状況は様々である。

徴収予定総額と未納額には、要保護・準要保護児童のものを含む。

なお、給食費以外の学校納入金については、学校毎に取扱が区々であることから、統一的な統計データは存在していない。

(7) 減免ないし軽減の制度

保護者が生活保護を受けているか、これに準ずる程度に困窮していると認められる場合は、申請により就学援助費の交付を受けることができる（宮崎市要保護児童・生徒の就学援助費交付要綱）。この就学援助費では給食費及び学校納入金も援助の対象となっている。

(8) 所管課

個別の給食費及び学校納入金の管理回収については、個々の小学校及び中学校給食に関する統括業務については、教育委員会保健給食課。

2 監査の視点及び手法

(1) 事務の概要の把握

本債権の概要について所管課の事務担当者からのヒアリング及び提出された関係資料を閲覧するなどして調査した。

(2) 適法性・効率性・公平性

本債権の管理回収に係る事務が根拠法令に従って執行されているか否か、効率的に執行されているか否か及びその執行が公平に適っているか否かにつき、事務担当者からのヒアリングの実施及び関連資料の閲覧等の方法によって調査した。

3 監査事項及び監査結果

(1) 債権管理の状況

ア 人員体制

給食費は教員とPTAが共同で管理徴収を行う。具体的には、地区のPTA役員が集金して学校事務室に納入し又は口座振替によって給食費の集金口座に納入された給食費は、個々の学校のPTAが雇用したPTA事務専従の職員が徴収状況を管理する。教員が現金を扱うことはなく、給食費を納付しない児童生徒に対する事情聴取等、滞納事案への対応が主となる。

給食費を除く学校納入金は主に教職員（教員及び市職員たる学校事務職員）が徴収管理を行う。例えば、副教材費の場合は、学級担任等が集金を行い、学校事務職員において徴収状況を管理する。

イ 債権管理システム

給食費や学校納入金の管理に特化したシステム等は特に存在しないが、後記「学校給食費未納対策マニュアル」に「学校給食費未納整理・記録簿」の様式が定められており、この様式に準拠して未納金額や収納状況、交渉状況を記録することが推奨されている。

ウ 債権管理回収に係る要綱・要領・マニュアル等

給食費に限らず学校納入金全般の取扱について定めた「学校納入金等取扱マニュアル」及び「学校給食費未納対策マニュアル」があり、学校納入金の取り扱い

方法や留意点、学校給食費の滞納が生じた際の対応方法等が記載されている。学校納入金等取扱マニュアルについては、滞納の発生から未納整理記録簿の作成方法、督促の方法、法的手続の活用に至るまで時系列に沿った形で具体的かつ詳細に定められており、督促に当たって配慮すべき事項にまで言及されているので、有用性は高いものと評価できる。

(2) 滞納整理

ア 滞納発生時の対応

上記「学校納入金等取扱マニュアル」によれば、まず未納整理記録簿を作成して情報収集を行い、順次文書による督促、電話による督促、家庭訪問による督促を行うこととされている。

滞納額が多額となったときは、分納誓約書を徴求して分納させるほか、経済的理由で納付が困難な世帯に対しては、就学援助金の案内をすることもある。

また、平成 24 年度以降は、保護者より申し出があるときは、児童手当をもって学校納入金に充当することができることから（児童手当法第 21 条）、滞納が頻繁に見られるときは、この申出書の提出を求めている。本市では、給食費の滞納については平成 24 年度から、その他学校納入金については平成 27 年度途中から、それぞれこの方法による回収を実施している。この児童手当からの学校納入金への充当が認められるようになったことで、本市における給食費の未納問題は相当程度改善された模様である。なお、直近の児童手当からの充当の状況は、次のとおりである。

【給食費を除く学校納入金】

年度	学校数（延べ）	金額
平成 27 年度	2	31,808 円
平成 28 年度	14	156,507 円
平成 29 年度	13	167,706 円

【給食費】

年度	件数（延べ）	金額
平成 27 年度	33	891,483 円
平成 28 年度	28	798,047 円
平成 29 年度	30	968,005 円

もつとも、このような児童手当からの充当は保護者の申し出に基づいてなされることから、学校納入金を納付せず、分納にも児童手当からの充当の申し出にも応じない保護者への対応には、なお苦慮している模様である。

イ 法的措置

給食費については、再三の督促にもかかわらず納付されない場合には、支払督促を申し立てるべきことが、「学校給食費未納対策マニュアル」において明記されている。支払督促の申立ては、学校単位ではなく学校より要請を受けた教育委員会保健給食課が実施するものとされている。なお、給食費に関し支払督促が申し立てられた件数は以下のとおりである。

他方、給食費以外の学校納入金については、法的措置が採られたことはない。

実施年度	対象債権	支払督促申立件数
平成 22 年度	平成 20 年度	3
平成 22 年度	平成 21 年度	9
平成 23 年度	平成 22 年度	7
平成 24 年度	平成 23 年度	8
平成 25 年度	平成 24 年度	7
平成 26 年度	平成 25 年度	5
平成 27 年度	平成 26 年度	7
平成 28 年度	平成 27 年度	1
8 年間計		47

(3) 不納欠損処理の状況

教育委員会保健給食課においては、各学校における給食費の収納状況に関するデータの取り纏めを行っており、このため上記のとおり全市における未納率等も算出できるのであるが、個別の学校における累積の収入未済額、時効管理の状況、不納欠損処理の状況等は、保健給食課では把握していない。

給食費以外の学校納入金についても、個々の学校における不納欠損処理の状況は把握していない。

(4) 考 察

① 給食費について

給食費の未納については、近年全国的に社会問題化し、世の耳目を集めてきた問題であり、本市においても例外ではない。例えば行政財産の使用許可などの例では、料金を納付しない者に対しては当該行政財産の使用許可をしなければ良く、そのために大きな問題が生ずることは考えにくい。学校給食の場合、単に給食費が納付されないならば給食を提供しない、というわけにもいかない。給食は、学校に通う児童生徒が学校で提供を受ける唯一の食事であり、栄養の面でも児童生徒の健全な発育のために重要であること、給食費が納付されないからといって給食を提供しない扱いとすれば、そのことがいじめ等の端緒となる恐れがあることなど、提供しないことで看過できない悪影響が懸念されるからである。他方、本市で現実には起きているかどうかまでは定かではないが、全国的には、上記のような懸念から、学校長や担任教員が、保護者が滞納する給食費を肩代わりするなど、別の問題も生じている。このため、給食費を確実に適正に徴収することは、学校給食を運営する上で極めて重要であるといえる。

この点、本市の給食費の収納状況は、全市的には未納率が概ね 0.08%程度であり、金額にして百数十万円程度である。これを大きいと見るか小さいと見るかは評価の分かれ得るところであるが、給食の食材費が1食 234円（小学校）又は 280円（中学校）程度で賄われており、利益を上乗せしている飲食店等と違いその全てが実費であることからすると、僅かでも滞納があれば、多かれ少なかれ学校給食の運営に影響を及ぼし得る。具体的には、必要な食材を購入することができず、全体に提供量が目減りし、結果として必要な栄養の量を満たすことができない、等の影響である。

このため、本市では、平成 20 年度に「学校給食費未納対策マニュアル」を定め、これに従って給食費の滞納者に対する対応に当たっている。このマニュアルは、様式集を含めると 37 頁に及ぶものであり、滞納者に対する働きかけの具体的な方法や留意点などが詳細に説明されている。このマニュアルに従う限り、管理回収業務は一定程度適正に行われることが期待される。

また、悪質な滞納者に対する法的手続も従前より実施されている。その結果回収に至ったのは一部に過ぎないが、正当な理由なく長期間にわたり給食費を滞納すれば、法的手続の対象となり、強制執行さえ有り得ることは、回収そのものもさることながら滞納の予防にも資する。

このような取組みは、給食費の確実な徴収のために有効であると考えられるので、今後も継続して実施されたい。

② 給食費以外の学校納入金について

学校納入金については、教育委員会において個別の学校における債権の管理回収状況を把握しておらず、従ってどの程度滞納による問題が発生しているかも明らかではない。

学校納入金一般については、「学校納入金等取扱マニュアル」において、種類別に徴収の在り方や金銭の管理方法等が詳細に規定されており、滞納発生時の対応、法的手続に至るまで、フローチャートを用いるなどしてわかりやすく説明されている。このようなマニュアルを策定したことは率直に評価すべきであり、このマニュアルに従う限り、相応に適正な回収がなされるものと期待される。

4 指摘・意見

(1) 指 摘 特にない。

(2) 意 見

【意見 7 1】

現在、給食費については、未納が発生した場合、法的手続を含め回収のための種々の措置が行われており、この取組自体は評価に値するが、その一方で、法的手続を経てもなお回収に至らない案件も存在する。

一般的には、手を尽くすも回収に至らなかった債権は、回収不能とみなして不納欠損処理が行われるが、回収に至らなかった給食費が最終的にどのように処理されているかは、所管課においても不明である。担当者によれば、最終的には不納欠損又はこれに準ずる処理をするはずであり、それは学校で行われているはずだが、その実態は把握されていないとのことである。学校納入金関係の統一的な取扱マニュアルである「学校納入金等取扱マニュアル」においても、回収に至るまでの諸手続については詳細な記載がなされている一方、回収不能となった債権の処理については言及されていない。学校の私費会計に属する債権の場合、「歳入」ではなく調定も行われないことから、不納欠損処理の対象ではないという考え方も有り得るが、回収不能となった以上何らかの処理が必要となることは言うまでもない。この問題は、給食費のみならず学校納入金全体に共通する。

給食費その他学校の私費会計に属する債権も、児童生徒が業者に直接副教材費を支払う場合のように、学校が管理回収に関わる余地のないものを除き、本市が有する債権であることには変わらないのであるから、回収不能時の処理は

統一的なルールに従ってなされるべきであり、個々の学校に委ねるのは相当でない。そして、そのルールは、給食費や副教材費等の費目の性質を踏まえた上で、本市において定める必要がある。

もっとも、特に給食費については、現在公会計化に向けた調査研究がなされている最中であり、これが実現すれば、債権としての管理方法や不納欠損処理等の手順が一般の歳入債権と同様となる。この調査研究が早期に結実し、適正な債権管理がなされることを期待して、この点を指摘とせず意見にとどめる。

【意見 7 2】

既に言及したとおり、本市が定める学校給食費未納対策マニュアルは、給食費の滞納への対応方法が仔細に述べられており、マニュアルとしての有用性は高いと言えるが、唯一違和感を覚えた点があり、それは、「誰が」滞納者の対応に当たるのかが明記されていないことである。

勿論、学校によって、あるいは滞納している保護者によって対応方法は異なり、担任の教員が行うべき場面と、事務室が行う場合、学校長が行うべき場面と様々であろうが、想定される場面を設定して場合分けするなどして、滞納給食費について、「誰が対応すべきかわからない」ことにならないようにすべきである。

【意見 7 3】

個別の学校における給食費の管理回収状況は今回の監査の対象としていないが、給食費の徴収は、口座振替と現金による徴収のいずれかの方法によっており、いずれの方法を採用するかは学校によって異なる。

学校ごとの実情があることから、一律の運用とすることが妥当でない場面もあるだろうが、一般に、納付書による納付と口座振替とでは、口座振替の方が納付する側の手間が小さいことから、納付忘れ等により滞納が生ずるリスクも低減する。

そこで、給食費の徴収に当たっても、可能な限り口座振替を利用することを原則とする運用とすべきである（口座振替とした方が集金の手間が省け、地区役員となる保護者の負担軽減に資すること、地区役員や学校事務室が現金を管理することによるリスクを考慮する必要があることも、その理由として挙げられる）。

【意見 7 4】

学校納入金等取扱マニュアルには、悪質な未納者に対しては法的手続を活用すべき旨が記載されているところ、実際には、この回収のために法的手続が実施された例はないとのことである。

学校納入金は、長期間にわたり給食費を滞納しているような事例と異なり、基本的には少額にとどまることから、相当の費用を要する法的手続を実施するには至らないものと理解されるが、給食費と同様、悪質な滞納事例の予防にも資するので、法的手続の活用を検討されたい。

【意見 7 5】

給食費については平成 24 年度、その他の学校納入金については平成 27 年度途中から、保護者の申し出に基づき、児童手当をもってその支払に充てることができるものとされ、これにより、本市においても学校納入金の滞納が相当程度解消されたとのことである。

しかしながら、このような充当方法は、保護者の申し出によらなければならず、具体的には所定の申出書に保護者が署名押印をして学校に提出しなければならない。このため、現在も問題となっているのが、給食費の納付にも児童手当からの充当にも応じない保護者への対応である。

児童手当法第 21 条第 2 項が保護者からの「申し出」を要件としているのは、児童手当においては現実に現金を給付することが重要視されているためであると理解されるため、この「申し出」を得るに当たっては決して強制にわたることがあってはならないが、他方で児童手当からの充当が滞納対策において極めて重要であることに鑑みれば、いかにして確実に、かつ任意に「申し出」を得るか、そのノウハウの蓄積が重要である。

そこで、担当課においては、学校現場で応用できるよう、このようなノウハウの蓄積及び積極的な情報共有を図るべきである。